

改正案		現 行	
大雪山国立公園管理運営計画書 令和5年〇月 北海道地方環境事務所		大雪山国立公園管理計画書 平成19年6月 北海道地方環境事務所	
1. 管理運営計画作成の経緯 (略) 2. 大雪山国立公園の概況 (略) 3. ビジョン (略) 4. 管理運営方針 (略) 5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項 (略) 6. 適正な公園利用の推進に関する事項 (略) 7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 (削除)		1. 大雪山国立公園の概況 (略) 2. 管理の基本方針 (略) 3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項 (略) 4. 適正な公園利用の推進に関する事項 (略) 5. 公園事業及び行為許可の取扱いに関する事項 (1) 許可、届出等取扱方針 (略)	
(1) 公園事業取扱方針 事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(令和4年4月1日付け環自国発第22040111号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする(一部重複して記載している事項を含む。) 1) 共通事項 本管理運営計画内において別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めに従うこととする。なお、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理運営計画策定時以降に開発された新工法については、この取扱に関わらずその時点で個別に検討するものとする。		(2) 公園事業取扱方針 事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号)第10の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする(一部重複して記載している事項を含む。) ア 共通事項 本管理計画内において別途地区ごとに個別に取扱方針を定めている場合においては、個別の定めに従うこととする。なお、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらずその時点で個別に検討するものとする。	
項目	取扱方針	項目	取扱方針
1. 公園事業施設の基本的要件	<審査基準> ①不特定の国民一般に供される施設とする(予約の受け付け又は料金の設定等に関して、会員制等により特定の者を優遇してはならない。)ただし、分譲型ホテル等については「 <u>宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて</u> 」(令和4年4月1日付け環自国発第22040112号)による。 <指導方針・管理方針等> ①国立公園の利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供すること。 ②国立公園の指定目的(自然とのふれあいや自然の中での休養)にできるだけ沿うような施設形態及び施設内容とすること。 ③良好な自然環境内に立地していることを念頭に置き、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるよう努めること。 ④施設の形態、デザイン、色彩及び材料自体が周囲の風致景観の維持に支障のないよう配慮すること。 ⑤管理運営にあたっては、周囲の風致景観の維持に支障のないよう、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施するとともに老朽化して危険又は不要な工作物を撤去するなど、十分に配慮すること。 ⑥施設に表示する文言については、多言語表記を検討すること。	1 公園事業施設の基本的要件	①不特定の国民一般に供される施設であること。(予約の受け付け又は料金の設定等に関して、会員制等により特定の者を優遇してはならない。) ②国立公園の利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供すること。 ③国立公園の指定目的(自然とのふれあいや自然の中での休養)にできるだけ沿うような施設形態及び施設内容とすること。(都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。) ④良好な自然環境内に立地していることを念頭に置き、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるよう努めること。 ⑤施設の形態、デザイン、色彩及び材料自体が周囲の風致景観や自然環境を害することのないよう配慮すること。 ⑥周囲の風致景観や自然環境を害さないよう、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施するとともに老朽化して危険又は不要な工作物の撤去するなど、管理運営には特別の配慮を払うこと。
2. 施設の位置等	<指導方針・管理方針等> ①敷地の選定の際には、施設設置後に周囲の風致景観や自然環境が大幅に変化しないことを基本とする。 ②敷地内に地上工作物を新設する場合は、大きな樹木、転石、河川、池沼、湿地等当該地域の環境の特徴となる自然物を極力残置するような配置とする。	2 施設の位置等	①敷地の選定の際には、施設設置後に周囲の風致景観や自然環境が大幅に変化しないことを基本とする。 ②敷地内に地上工作物を新設する場合は、大きな樹木、転石、河川、池沼、湿地等当該地域の環境の特徴となる自然物を極力残置するような配置とする。 ③道路沿いに建築物が連坦する場合には、原則として壁

	<p>③道路沿いに建築物が連坦する場合には、原則として壁面線を揃えるものとする。ただし、地区の雰囲気作りのため、あるいは樹木の保護のため等の理由で意識的に揃えない場合はこの限りでない。</p> <p>④勾配 30 パーセント以上の急傾斜地については、原則として残置する。ただし、<u>大規模建築物やトンネル抗口付近の附帯施設の場合</u>で、これを避けることができず、かつ、土地の保全上問題が生じない場合はこの限りでない。</p> <p>⑤敷地内の建築物、駐車場等の施設以外の部分は、原則としてすべて緑地として管理育成すること。</p>		<p>面線を揃えるものとする。ただし、地区の雰囲気作りのため、あるいは樹木の保護のため等の理由で意識的に<u>行わない</u>場合はこの限りでない。</p> <p>④勾配30パーセント以上の急傾斜地については、原則として残置する。ただし、<u>大規模建築物の場合</u>で、これを避けることができず、かつ、土地の保全上問題が生じない場合はこの限りでない。</p> <p>⑤敷地内の建築物、駐車場等の施設以外の部分は、原則としてすべて緑地として管理育成すること。</p>
<p>3. 建物のデザイン等</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>①高さ及び建築面積 必要最小限の規模とする。</p> <p>②建築物の形態 特に大規模な建築物の場合、一つの壁面の面積が過大となることで公園利用者に、風致景観上視覚的圧迫感を与えないよう、建築物の形態に変化をもたせて、一つ一つの壁面の面積が小さくなるようにする。又は色彩及び材料に変化をもたせて、付属物や壁面の構造又は色等によって壁面の分断を図る。</p> <p>③屋根の形態 陸屋根を避け、切妻、寄棟、入母屋及び腰折等の傾斜屋根（片流れを除く。）とする。勾配は10分の2以上とする。ただし、大規模な、あるいは高層の建築物であって、傾斜屋根とすることでかえって建築物の形態が不自然となってしまう場合や、規模が大きくなりすぎてかえって景観に支障が生じる場合にあっては、構造的には陸屋根でもやむを得ないものとするが、その場合は、傾斜パラペット等の擬似的な屋根を設置することによって、周囲の景観との調和を図る。 また、建築物が稠密な地区において、屋根からの落雪が危険となる可能性が高い場合にあっては、通常の傾斜屋根だけでなく、その形態に工夫を凝らし、傾斜屋根による景観調和と落雪に対する安全性を同時に確保するような形態とする。 また、<u>水平投影面積 10 m<sup>2</sup>以下程度</u>の小規模な建築物であって、切妻等とすることがかえって不自然となる場合は、<u>片流れ</u>とする。</p> <p>④屋根の色彩 <u>焦げ茶色系統</u>とする。ただし、自然材料またはこれに準じた材料を使用する場合は、<u>素材色</u>とする。</p> <p>⑤壁面の材料 <u>自然材料（木材、石材）を使用する。ただし、全面使用できない大規模な、あるいは高層の建築物等であって、木材による付柱や石材の張り付けを行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>⑥壁面の色彩 壁面に木材を使用する場合は、<u>木材の素材色</u>とする。<u>木材に塗装する場合は、茶色系統に限る。</u> 壁面に石材を使用する場合は、<u>素材色のままとする。</u>煉瓦を使用する場合は、<u>煉瓦の素材色</u>とする。 自然材料を模した材料（人造石、煉瓦タイル）を使用する場合は、その色彩が自然材料の色彩に近い場合は、<u>素材色</u>とする。 塗料により壁面に塗装する場合は、<u>蛍光色でない</u></p>	<p>3 建物のデザイン等</p>	<p>①高さ及び建築面積 必要最小限の規模とする。</p> <p>②建築物の形態 特に大規模な建築物の場合、一つの壁面の面積が過大となることで公園利用者に、風致景観上視覚的圧迫感を与えないよう、建築物の形態に変化をもたせて、一つ一つの壁面の面積が小さくなるよう工夫する。又は色彩及び材料に変化をもたせて、付属物や壁面の構造又は色等によって壁面の分断を図る。</p> <p>③屋根の形態 陸屋根を避け、切妻、寄棟、入母屋及び腰折等の傾斜屋根（片流れを除く。）とする。勾配は10分の2以上とする。ただし、大規模な、あるいは高層の建築物であって、傾斜屋根とすることでかえって建築物の形態が不自然となってしまう場合や、規模が大きくなりすぎてかえって景観を害してしまう場合にあっては、構造的には陸屋根でもやむを得ないものとするが、その場合は、傾斜パラペット等の擬似的な屋根を設置することによって、周囲の景観との調和を図る。 また、建築物が稠密な地区において、屋根からの落雪が危険となる可能性が高い場合にあっては、通常の傾斜屋根だけでなく、その形態に工夫を凝らし、傾斜屋根による景観調和及び落雪に対する安全性を同時に確保するような形態とする。 また、<u>10m<sup>2</sup>以下程度</u>の小規模な建築物であって、切妻等とすることがかえって不自然となる場合は、<u>片流れを許容する。</u></p> <p>④屋根の色彩 <u>焦げ茶色を標準</u>とする。ただし、自然材料またはこれに準じた材料を使用する場合は、<u>この限りでない。</u></p> <p>⑤壁面の材料 原則として<u>自然材料（木材、石材）を使用する。全面使用ができない場合は、デザインとして木材による付柱や石材の張り付けを検討する。</u></p> <p>⑥壁面の色彩 壁面に木材を使用する場合は、<u>木材の素材色を許容する。</u>木材に塗装する場合は、茶色系統に限る。 壁面に石材を使用する場合は、<u>素材色のままとする。</u> 煉瓦を使用する場合は、<u>煉瓦の素材色を許容する。</u> 自然材料を模した材料（人造石、煉瓦タイル）を</p>

	<p>白色（ただし、大規模建築物にあっては、<u>原則として全面的に使用しない。</u>）、淡い茶色、淡いクリーム色及び淡い灰色を標準とし、屋根の色彩との調和、同一建築物の他の壁面や材料の色彩との調和、及び周囲の環境色との調和を考慮して決定する。</p> <p>⑦車庫、倉庫及び従業員寮等附帯建築物  <u>原則として主たる建築物に包含し、別棟としないこととする。</u>やむを得ず別棟とする場合は、そのデザインは、①～⑥と同様に取り扱う。</p> <p>⑧野生鳥類の衝突防止  大面積のガラス面を壁面に設置する場合は、野鳥の衝突を防ぐような処置（バードセーバー、カーテン、傾斜窓、無反射ガラス等）を講ずる。なお、設置に当たっては、個別に調整を図るものとする。  （注）バードセーバー：野鳥がガラス面に衝突するのを防止するため、ガラス面に貼付する猛禽類等を模したシール。</p>		<p>用する場合で、その色彩が自然材料の色彩に近い場合は、<u>素材色を許容する。</u></p> <p>塗料により壁面を塗装する場合は、蛍光色でない白色（ただし、大規模建築物にあって、<u>全面的に使用するの</u>は好ましくない。）、淡い茶色、淡いクリーム色及び淡い灰色を標準とし、屋根の色彩との調和同一建築物の他の壁面や材料の色彩との調和、及び周囲の環境色との調和を考慮して決定する。</p> <p>⑦車庫、倉庫及び従業員寮等附帯建築物  <u>極力主たる建築物に包含し、別棟としないこととする。</u>やむを得ず別棟とする場合は、そのデザインは、①～⑥と同様に取り扱う。</p> <p>⑧野生鳥類への配慮  大面積のガラス面を壁面に設置する場合は、野鳥の衝突を防ぐような処置（バードセーバー、カーテン、傾斜窓、無反射ガラス等）を講ずる。なお、設置に当たっては、個別に調整を図るものとする。  （注）バードセーバー：野鳥がガラス面に衝突するのを防止するため、ガラス面に貼付する猛禽類等を模したシール。</p>
<p>4. 道路  (1) 車道</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>①線形改良  自然環境の優れた地域内での線形改良については、安全性を確保した上で、極力周囲の自然環境を保全するため、橋梁やトンネルの設置など必要な措置をとる。</p> <p>②残土処理  残土は、<u>国立公園外に搬出する。ただし、本国立公園内において許可等を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>③コンクリート構造物の表面処理  トンネル、スノーシェッド及びロックシェッドの出入口のコンクリートの露出部については、石張りにするか、顔料混入等によりコンクリートの明度を下げ、石を模した仕上げとする等の措置をとる。</p> <p>④法面  新設する法面の高さは20メートル以下に抑える。<u>ただし、他に適当な工法がない等の理由により短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。</u>なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、又は動物の生息等の点で特に問題がなく、<u>工作物の撤去後容易に森林に復元可能な範囲と考えられる場合は、この限りではない。</u></p> <p>⑤法面の緑化  法面は早期に緑化することとし、原則として、周囲の森林の構成要素による森林化を図る。</p> <p>⑥法面構造物  <u>地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、地形、地質条件及び気象条件等の条件を踏まえ、モルタル吹き付けは行わず、風致景観を保全するための一定の措置がとられた工法を選定する。</u></p> <p>⑦落石防止網  落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。</p> <p>⑧擁壁等構造物  周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、法</p>	<p>4 道路  (1) 車道</p>	<p>①基本的考え方  道路（車道）事業については、道路交通の安全性を確保するとともに、公園利用車道であることに鑑み、附帯施設としての駐車場、解説看板、ゴミ箱等管理施設の適切な整備及び道路からの景観の保全に留意する。</p> <p>②線形改良  自然環境の優れた地域内での線形改良については、安全性を確保した上で、極力周囲の自然環境を保全するため、橋梁やトンネルの設置など可能な措置をとる。</p> <p>③冬期交通の安全確保  <u>冬期にも通行させる道路にあっては、スノーシェッド、スノーポール等必要な安全施設の設置を認める。</u></p> <p>④残土処理  <u>原則として公園区域外に搬出処理する。ただし、公園内に自然公園法上認められた処理場があり、適切に処理できる場合はこの限りでない。</u></p> <p>⑤コンクリート構造物の表面処理  トンネル、スノーシェッド及びロックシェッドの出入口のコンクリートの露出部については、石張りにするか、顔料混入等によりコンクリートの明度を下げ、石を模した仕上げとする等の配慮をする。</p> <p>⑥ 法面  新設する法面の高さは最大でも20メートル以下程度に抑える。<u>ただし、他に適当な工法がない等の理由により短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。</u>なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能な範囲内を考えられる場合は、この限りではない。</p> <p>⑦ 法面の緑化  法面は早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林の構成要素による森林化を図る。</p> <p>⑧ 法面構造物  <u>地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、軽量法枠工を使用する。さらに急勾配で軽量法枠工を使用できない場合はフリーフレームを採用する。モルタル吹き付けは行わない。</u></p>

<p>面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。</p> <p><u>擁壁等構造物のうち公園利用施設から望見されるブロック積み又はコンクリート構造物については、表面に自然石を使用するか、自然石に模した仕上げとする。</u></p> <p>落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。</p> <p>⑨ 附帯施設</p> <p>側溝の断面の高さや幅は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、<u>皿型等の小動物の移動の阻害とならないものを積極的に導入する。</u>トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。</p> <p>標識は安全確保のための注意標識、分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、<u>7. (2) . 1) の「5 広告物等の掲出設置又は表示」(P■：ページ確定後記入)の項に準じて取り扱う。</u></p> <p>安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合は、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げか、利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を著しく損なわないようにする。ガードレールを使用する場合は、利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。</p> <p>⑩ 照明</p> <p>道路照明の光色については、白色及び黄色系のもとする。</p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>道路（車道）事業については、道路交通の安全性を確保するとともに、公園利用車道であることに鑑み、附帯施設としての駐車場などの適切な整備及び道路からの景観の保全を図る。</p> <p>② 特に風致景観の保護の必要性が高い地区</p> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（<u>資料5のとおり</u>）、各集団施設地区内及び特別保護地区においては、スノーポール（固定式視線誘導標）の林立が道路からの良好な景観を阻害しないよう道路管理者と今後の取扱いについて協議する。</p>	<p>⑨ 落石防止網</p> <p>落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。</p> <p>⑩ 擁壁等構造物</p> <p>周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。</p> <p>落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。</p> <p>⑪ 附帯施設</p> <p>側溝の断面は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、<u>皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。</u>トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。</p> <p>標識は安全確保のための注意標識、分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5 広告物の掲出又は表示」(P32)の項に準じて取り扱う。</p> <p>安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合は、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げか、利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を著しく損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合は、利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。</p> <p>⑫ 特に風致景観の保護の必要性が高い地区</p> <p>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（<u>区域は別掲図1～4のとおり</u>）、各集団施設地区内及び特別保護地区においては、スノーポール（固定式視線誘導標）の林立が道路からの良好な景観を阻害しないよう道路管理者と今後の取扱いについて協議する。</p> <p>⑬ 照明</p> <p>道路照明の光色については、白色及び黄色系のもとする。</p>
--	--

<p>(2) 歩道</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>①幅員  <u>山岳地域の登山道は、歩行の用に供する幅を原則として1.5メートル以内とする（待避箇所、休憩箇所等を設ける場合を除く）。利用拠点周辺の探勝歩道については1.5メートルを原則とし、利用者の数に応じて2.5メートル程度までの幅員とする。</u></p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>①基本的考え方  <u>「大雪山国立公園登山道管理水準」（平成27年6月、北海道地方環境事務所）で定められた利用体験ランク（大雪山グレード）に応じた整備、補修及び維持管理を図る。</u>  <u>歩道の整備、補修及び維持管理は、「大雪山国立公園における登山道技術指針」（平成28年3月、北海道地方環境事務所）に基づいて実施する。</u>  <u>また、歩道附帯のトイレについて、必要に応じて管理手法等と併せて整備を検討する。</u></p> <p>②整備  <u>整備に当たっては、原則として立木の伐採を行わないこととし、湿原や湿性高山植物群落において整備を行う場合には、自然環境の特性や利用状況を踏まえ木道を設置すること等により自然環境の保全を図る。</u></p> <p>③標識類  <u>関係機関と調整を図り、必要最小限の標識、誘導標識、案内看板及び自然解説板を設置し、遭難防止や利用者の利便等を図る。</u>  <u>誘導標識、案内看板に地図を表示する場合は、大雪山グレードを明示する。</u></p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p><u>歩道として管理する区域については、高山植物の保護及び侵食防止対策等の実施を踏まえて路線又は区間毎に決定する。枝払い、下草刈り等は、歩道として管理する区域の範囲内で実施する。高山帯の登山道の管理者は、洗掘の発生を監視し、周囲の自然環境に影響を与えないようロープ張りや補修を行う等、適切な措置を講ずる。</u></p>
<p>5. 園地</p>	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p><u>施設の整備にあたっては、自然材料を用いることとする（修景を含む）。ただし、積雪等による湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るため特に必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いるものとする（ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。）。</u></p>

<p>(2) 歩道</p>	<p>① 基本的考え方  <u>道路（歩道）事業については、歩行者の安全確保に配慮するとともに、洗掘により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう設計する。</u>  <u>特に登山道については、全体の利用状況、整備状況等を調査し、平成17年度に策定した「大雪山国立公園登山道管理水準」を踏まえ、計画的な整備を検討していく。また、歩道附帯のトイレについて、必要に応じて管理手法等と併せて整備を検討する。</u></p> <p>②整備  <u>整備に当たっては、原則として立木の伐採を行わないこととし、湿原や湿性高山植物群落において整備を行う場合には、自然環境の特性や利用状況を踏まえ木道を設置すること等により自然環境の保全を図る。</u></p> <p>③標識類  <u>関係機関と調整を図り、必要最小限の標識、誘導標識、案内看板及び自然解説板を設置し、遭難防止や利用者の利便等を図る。</u></p> <p>④幅員  <u>山岳地域の登山道は原則として1メートル程度とする。利用拠点周辺の探勝歩道については1.5メートルを原則とし、利用者の数に応じて2.5メートル程度までの幅員を許容する。</u></p> <p>⑤管理  <u>歩道幅員の範囲内で枝払い、下草刈り等を実施する。高山帯登山道の管理者は洗掘の発生を監視し、周囲の自然環境へ影響を与えないよう適切な措置を講ずる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

6. 附帯施設  
(建築物を除く。)

<審査基準>

①駐車場

原則として、事業者ごとに、本体施設の収容力や利用者数に見合う量の駐車場を確保する。また、土地造成や既存の樹木の伐採を最小限とするよう、敷地内の配置や駐車場の分散等を図る。さらに、敷地条件に応じて駐車場内に小規模な緑地帯や樹木枿を設け、既存樹木の残置又は植樹を行うと共に、駐車場の周囲にも同様に緑地帯の設置及び既存樹木の保存を行う。

②排水処理

事業において排水処理を必要とする場合は、下水道が整備されている地区では施設からの排水を下水道に接続する。下水道が整備されていない地区の場合は、適切な処理能力を有した合併処理浄化槽(処理水のBODは、設計上20ppm以下)を設置する。ただし、商業電力のない場所や、水を使用しないトイレ等特別の事由がある場合についてはこの限りでない。また、湿原や湖沼の上流部など水質の保全を図ることが特に重要な地域にあつては、放流先の指定や三次処理などを実施する。

③給水、排水又は引湯のための配管

地下埋設とする。なお、不可能な場合は別途調整を図る。

④看板、誘導標識、表示板等

看板、誘導標識、表示板等は必要最小限とする。支持物(支柱、台座等)、表示面には、自然材料を用いることとするが、積雪等による湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るため特に必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いるものとする(ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。)。なお、裏側についても利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をとる。

夜間に利用者誘導や表示の必要がある施設に限り、外部からの照明(白色、黄白色等に限る。)を確保できるが、動光、点滅を伴うもの、ネオンサイン及びイルミネーションは使用しないものとする。このほか、表示板一つあたりの規模に関しては、原則として自然公園法施行規則第11条第21項の規定を適用する。

⑤電線

特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(資料5のとおり)及び各集団施設地区内の公園事業施設にあつては、地形地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。

⑥貯油タンク等小規模な附帯施設で建築物に包含できないもの

利用者の目に触れない位置に設置することとし、それができない場合は、樹木や垣根等により隠ぺいする。

<指導方針・管理方針等>

①海外からの利用者の来訪状況に応じ、多言語表記の導入を図る。

5 附帯施設(建築物を除く。)

① 駐車場

原則として、各事業者ごとに、本体施設の収容力や利用者数に見合う量の駐車場を確保する。また、土地造成や既存の樹木の伐採を最小限とするよう、敷地内の配置や駐車場の分散等に配慮する。さらに、極力駐車場内に小規模な緑地帯や樹木枿を設け、既存樹木の残置又は植樹を行うと共に、駐車場の周囲にも同様に緑地帯の設置及び既存樹木の保存を行う。

② 排水処理

事業において排水処理を必要とする場合は、下水道が整備されている地区では施設からの排水を下水道に接続する。下水道が整備されていない地区の場合は、適切な処理能力を有した合併処理浄化槽(処理水のBODは、設計上20ppm以下)を設置する。

ただし、商業電力のない場所や、水を使用しないトイレ等特別の事由がある場合についてはこの限りでない。また、湿原や湖沼の上流部など水質の保全を図ることが特に重要な地域にあつては、放流先の指定や三次処理の実施など特別の配慮を行う。

③給水、排水又は引湯のための配管

地形上又は地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。なお、不可能な場合は別途調整を図る。

④看板、誘導標識、表示板等

看板、誘導標識、表示板等は必要最小限とする。

看板、誘導標識、表示板等の支持物(支柱、台座等)の材料には極力自然材料を使用する。板面には自然材料のほか、人工的な素材の使用も許容するが、裏側が利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をとる。

夜間に利用者誘導や表示の必要がある施設に限り、外部からの照明(白色、黄白色等に限る。)を許容する。

動光、点滅を伴うもの、ネオンサイン及びイルミネーションは認めない。このほか、表示板一つあたりの規模に関しては、原則として行為許可の規定を公園事業についても適用する。

海外からの利用者の来訪状況に応じ、英文等複数の外国語を併記することに努める。

⑤電線

特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(区域は別掲図1～4のとおり)及び各集団施設地区内の公園事業施設にあつては、地形地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。

⑥貯油タンク等小規模な附帯施設で建築物に包含できないもの

極力利用者の目に触れない位置に設置することとし、それができない場合は、樹木や垣根等により隠ぺいする。

2) 集団施設地区

ア 層雲峡集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>当集団施設地区の年間利用者数に比べ、地区内での散策、休憩等の利用は比較的少ない状況にあるため、滞在型又は体験型の利用を目指した整備を図る。</p> <p>橋梁や柵については、特に安全確保に留意した設計とする。</p>
2. 宿舎	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>当集団施設地区は、滝や柱状節理の岩壁等層雲峡峡谷の景観探勝及び大雪山連峰への登山の基地として、また北海道周遊の宿泊地として利用されているが、今後は層雲峡集団施設地区を観光の目的地とした滞在型及び体験型の宿泊拠点を目指した整備及び管理運営を図る。</p> <p>宿舎は、宿泊施設整備計画区及び中央整備計画区内に限り整備することとし、宿泊施設整備計画区には大型で敷地に十分な緑地をもった宿舎を、中央整備計画区には民宿、ペンション、中型ホテル等の宿舎を整備することとする。各計画区について以下のとおり取扱を定めるものとする。</p> <p>①宿泊施設整備計画区内宿舎事業</p> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>(ア) 建ぺい率は50パーセント以下とする。</p> <p>(イ) 敷地（飛び地で敷地が存在する場合もこれを含む。以下同じ。）内の緑地を確保する。</p> <p>(ウ) 総延床面積 敷地内のすべての建物の延床面積の合計は、25,000㎡以下とする。</p> <p>(エ) 営業部床面積（総延床面積から従業員宿舎、従業員室等の面積を減じた面積）は、20,000㎡以下とする。ただし、すでに超えている場合は現況面積以下とする。</p> <p>(オ) 地上階数は、それぞれの宿舎事業ごとに、棟ごとの現況階数を超えないものとする。独立した従業員宿舎については、5階以下とする。</p> <p>(カ) 宿泊収容力は、1宿舎当たり1,000人以下とする。ただし、すでにこれを超えている場合は、現況以下とする。</p> <p>(キ) 建築物壁面線の道路及び敷地境界からの後退距離は10メートル以上とする。ただし、敷地境界からの距離について、防災上及び地形上等やむを得ない場合はこの限りでない。 なお、すでに後退距離が10メートル未満である場合は、建替えの時点で原則10メートル以上の後退距離を設けるものとする。</p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>(ア) 外部、特に道路や園地等多数の公園利用者が利用する箇所からの景観保全を図る。大規模建築物であるため、遠景においては、一つ一つのホテルが緑地に囲まれているような景観となるようにし、周辺の峡谷と森林によって構成される景観を大きく阻害しないものとする。</p> <p>(イ) 各ホテルの客室等からの景観にもそれぞれ特徴があるため、お互いの宿舎からの景観保全を図る。</p> <p>(ウ) 特定の壁面が過度に大きくならないよう、デザインや色彩上の工夫をする。</p>

イ 集団施設地区

(1) 層雲峡集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1 園地	<p>当集団施設地区の年間利用者数は非常に多いが、地区内での散策、休憩等の利用は比較的少ない状況にある。</p> <p>環境省では、集団施設地区を拠点とした地区内外の自然探勝や散策、休憩利用の増加に対応するため、また、園地の有効活用を図るため、再整備を実施した。園路や園地等を整備する際には、使用する施設の材料には原則自然材料を用いることとし、橋梁や柵については、特に安全確保に留意した設計とする。</p>
2 宿舎	<p>当集団施設地区は、滝や柱状節理の岩壁等層雲峡峡谷の景観探勝及び大雪山連峰への登山の基地として、また北海道周遊の通過宿泊地として利用されており、これら多様な利用者を対象として、民間のホテル等16軒が事業執行している。</p> <p>宿舎は、上流部宿泊施設、下流部宿泊施設及び中央の各整備計画区内に限り整備することとし、上流部及び下流部宿泊施設整備計画区には大型で敷地に十分な緑地をもった宿舎を、中央整備計画区には民宿、ペンション、中型ホテル等の宿舎を整備することとする。各計画区について以下のとおり取扱を定めるものとする。</p> <p>①上流部及び下流部宿泊施設整備計画区内宿舎事業</p> <p>(ア) 建ぺい率は50パーセント以下とする。</p> <p>(イ) 敷地（飛び地で敷地が存在する場合もこれを含む。以下同じ。）内の緑地は極力確保する。</p> <p>(ウ) 総延床面積 敷地内のすべての建物の延床面積の合計は、25,000㎡以下とする。</p> <p>(エ) 営業部床面積（総延床面積から従業員宿舎、従業員室等の面積を減じた面積）は、20,000㎡以下とする。ただし、すでに超えている場合は現況面積以下とする。</p> <p>(オ) 地上階数は、それぞれの宿舎事業ごとに、棟ごとの現況階数を超えないものとする。独立した従業員宿舎については、5階以下とする。</p> <p>(カ) 宿泊収容力は、1宿舎当たり1,000人以下とする。ただし、すでにこれを超えている場合は、現況以下とする。</p> <p>(キ) 建築物壁面線の道路及び敷地境界からの後退距離は10メートル以上とする。ただし、敷地境界からの距離について、防災上及び地形上等やむを得ない場合はこの限りでない。 なお、すでに超えている場合は、建替えの時点で原則10メートル以上の後退距離を設けるものとする。</p> <p>(ク) 外部、特に道路や園地等多数の公園利用者が利用する箇所からの景観保全に留意する。大規模建築物であるため、遠景においては、一つ一つのホテルが緑地に囲まれているような景観となるようにし、周辺の峡谷と森林によって構成される景観を大きく阻害しないように配慮する。</p> <p>(ケ) 各ホテルの客室等からの景観にもそれぞれ特徴があるため、お互いの宿舎からの景観保全に配慮する。</p> <p>(コ) 特定の壁面が過度に大きくならないよう、デザインや色彩上の工夫をする。</p>

	<p>②中央整備計画区内宿舎事業</p> <p>＜審査基準＞</p> <p>(ア) 地上階数は棟ごとに5階建て以下とする。なお、屋根裏部屋で窓のあるものについては建築物の階数に含める。</p> <p>(イ) 建築物の高さは棟ごとに、最低地上部から最高部の軒までの高さを18メートル以下とする。</p> <p>(ウ) 建ぺい率は80パーセント以下とする。ただし、既にこの基準を超えている場合は現況以下とする。</p> <p>(エ) 建築物壁面線の敷地境界線からの後退距離は、1メートル以上とする。ただし、合築建築物及び建築物附帯の公開通路の壁面並びに建ぺい率が60パーセント以下の建築物のうち、敷地形状等により後退距離を確保することが著しく困難と認められる場合についてはこの限りでない。</p> <p>(オ) 建築物と道路との間には、敷地条件に応じて樹木を植えることとする。</p>		<p>②中央整備計画区内宿舎事業</p> <p>(ア) 地上部の階数は棟ごとに5階建て以下とする。なお、屋根裏部屋で窓のあるものについては建築物の階数に含める。</p> <p>(イ) 建築物の高さは棟ごとに、最低地上部から最高部の軒までの高さを18メートル以下とする。</p> <p>(ウ) 建ぺい率は80パーセント以内とする。</p> <p>(エ) 建築物壁面線の敷地境界線からの後退距離は、1メートル以上とする。ただし、合築建築物及び建築物附帯の公開通路の壁面並びに建ぺい率が60パーセント以下の建築物のうち、敷地形状等により後退距離を確保することが著しく困難と認められる場合についてはこの限りでない。</p> <p>(オ) 建築物と道路との間には、極力樹木を植えることとする。</p>
3. 休憩所	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>休憩所は、中央整備計画区内に設置するものとし、整備に当たっては、中央整備計画区内宿舎事業に準じた取扱とする。</p>	3 休憩所	<p>中央整備計画区内において、民間の3軒の休憩所が事業執行されている。今後も、中央整備計画区内に設置するものとし、整備に当たっては、中央整備計画区内宿舎事業に準じた取扱とする。</p>
4. 野営場	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>自然ふれあい施設整備計画区において、北海道が小規模な野営場を整備している。</p> <p>当該地区は、大雪山への登山利用者や夏の自転車及びバイクツーリングの利用者が多いことから、これらの利用実態を踏まえた対応を図る。</p>	4 野営場	<p>野営場整備計画区において、北海道が小規模な野営場を整備している。主に大雪山への登山利用者や夏の自転車及びバイクツーリングの利用者が多い。</p> <p>整備に当たっては、テントサイトの拡充と快適性確保のための下草、下枝払い等に留意し、車両の乗り入れは行わせないものとする。</p>
5. 駐車場	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>環境省が中央整備計画区に立体駐車場を整備したほか、上川町も同計画区内において公共駐車場を整備している。これらの駐車場を適正に管理していくこととし、立体駐車場については、周囲の緑化に特に配慮する。</p>	5 駐車場	<p>環境省が中央整備計画区に立体駐車場を整備したほか、上川町も同計画区内において公共駐車場を整備している。</p> <p>これらの駐車場を適正に管理していくこととし、立体駐車場については、周囲又は外壁の緑化に特に配慮する。</p>
(削除)	(削除)	6 自動車運送施設	<p>公共施設整備計画区内において、民間の1事業者が事業執行しており、旭川、北見方面等の運行並びに銀泉台及び高原温泉への期間運行を行っている。また、附帯施設として従業員寮が併設されている。施設の規模については、現状程度とする。</p>
6. 給・排水施設	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>上川町が給・排水施設を整備している。</p> <p>施設の再整備等を行う場合は、必要水量の動向を十分把握して規模を決定するものとし、眺望に配慮した整備を行うものとする。</p>	7 給・排水施設	<p>上川町が給・排水施設を整備している。</p> <p>施設の再整備等を行う場合は、必要水量の動向を十分把握して規模を決定するものとし、公園利用者から望見されない場所において整備を行うものとする。</p>
7. 博物展示施設	<p>＜指導方針・管理方針等＞</p> <p>当該集団施設地区は当公園の最大の利用拠点であることから、黒岳をはじめとする大雪山連峰の自然の成り立ちや動植物の生態等を解説するため、環境省が中央整備計画区にビジターセンターを整備している。</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、上川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パークボランティア等の活動拠点としても活用する。</p>	8 博物展示施設	<p>当該集団施設地区は当公園の最大の利用拠点であることから、黒岳をはじめとする大雪山連峰の自然の成り立ちや動植物の生態等を解説するため、環境省が中央整備計画区にビジターセンターを整備している。</p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、上川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パークボランティア等の活動拠点としても活用していく。</p>

イ 勇駒別集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>集団施設地区内にある森林、滝、沢等の自然景観の探勝のため、<u>環境省や北海道が園地及び園路を、東川町が冬季間はクロスカントリーコースとして利用される園路、休憩舎、駐車場等を整備している。</u></p> <p>再整備に当たっては、既設の自然探勝路の活用を検討するとともに、新たな自然探勝路の整備も検討し、集団施設地区全体で自然探勝の利用が行われるよう努めるものとする。また、園路の下草払い等きめ細かい管理を実施する。</p>
2. 宿舎	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本地区は、周囲の恵まれた風致景観や自然環境の探勝、旭岳方面への登山基地として、勇駒別線（道道）沿い両側の平坦部分に適当な間隔をおいて民間のホテル等が事業執行している。地域の特性を活かしながら、利用者のニーズに対応した滞在型の保養基地として施設を整備する。</p> <p>整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。</p> <p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>①建築物の規模、壁面後退等</p> <p>(ア) 建築物の高さは、棟ごとに20メートル以下とする。</p> <p>(イ) 隣接する公園事業施設の建築物との間隔は50メートル以上とし、また、原則として<u>勇駒別線道路（車道）の路肩から20メートル以上後退させる。ただし、この基準を満たしていない既存施設の増築及び建替えについては、既存施設の後退距離を許容するが、敷地条件に応じて道路から後退させるものとする。</u></p> <p>(ウ) 外部のデザインは単純な形態とし、原則として自然の素材を利用する。なお、複数の建築物がある場合は、地域全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。</p> <p>屋根の形状は、原則として切妻とする。</p> <p>(エ) 附帯施設としての駐車場は宿舎の収容力に見合った駐車スペースとし、自己敷地内に確保させる。</p>
3. 博物展示施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本地区の自然探勝の利用を推進するための拠点施設として<u>環境省が整備している。</u></p> <p>なお、エコツーリズムに関する幅広い情報提供や活動を支援していく施設として、<u>自然環境教育活動やガイドの拠点としての機能も踏まえた管理運営を図る。</u></p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、東川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。</p>
4. 野営場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>公共野営場として林野庁が管理舎を、東川町がテントサイト、ファイヤーサークル、駐車場等を整備している。</p> <p>また、野営場の一部は、冬季間に限り、クロスカントリースキーコースとして使用されているが、今後も冬季の自然観察路としての整備を検討する。</p>

(2) 勇駒別集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1 園地	<p>集団施設地区内にある森林、滝、沢等の自然景観の探勝のため、<u>北海道が園地及び園路を、東川町が休憩舎（ビジターセンターと棟続きのもの）、湯の沼広場、駐車場等を整備している。</u></p> <p><u>恵まれた自然環境を活かした利用拠点として、滞在時間の延長を図るため、地区全体の整備構想を検討し、計画的な再整備を実施する。</u></p> <p>再整備に当たっては、既設の自然探勝路の活用を検討するとともに、新たな自然探勝路の整備も検討し、集団施設地区全体で自然探勝の利用が行われるよう努めるものとする。また、園路の下草払い等きめ細かい管理を実施する。</p>
2 宿舎	<p>本地区は、周囲の恵まれた風致景観や自然環境の探勝、旭岳方面への登山基地として、勇駒別線（道道）沿い両側の平坦部分に適当な間隔をおいて民間のホテル等9軒が事業執行している。地域の特性を活かしながら、利用者のニーズに対応した滞在型の保養基地として施設を整備する。</p> <p>整備に当たっては、以下のとおり取扱を定める。</p> <p>①建築物の規模、壁面後退等</p> <p>(ア) 建築物の高さは、棟ごとに20メートル以下とする。</p> <p>(イ) 隣接する公園事業施設の建築物との間隔は50メートル以上とし、また、原則として<u>道道端から20メートル以上後退させる。ただし、この基準を満たしていない既存施設の増築及び建替えについては、既存施設の後退距離を許容するが、極力道路から後退させるものとする。</u></p> <p>(ウ) 外部のデザインは単純な形態とし、原則として自然の素材を利用する。なお、複数の建築物がある場合は、地域全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。</p> <p>屋根の形状は、原則として切妻とする。</p> <p>(エ) 附帯施設としての駐車場は宿舎の収容力に見合った駐車スペースとし、自己敷地内に確保させる。</p>
3 博物展示施設	<p>本地区の自然探勝の利用を推進するための拠点施設として<u>北海道が整備している。なお、附帯施設として、既存園地との有機的結合を図るため、広場が設置されている。地区全体の整備構想の検討に当たっては、当該施設の再整備も含め検討することとする。</u></p> <p>施設の維持管理及び美化清掃については、東川町等の協力を得ながら適切に行うものとする。また、<u>自然保護教育活動の拠点として、自然観察会及び自然教室を実施し、パークボランティア等の活動拠点としても活用していく。</u></p>
4 野営場	<p>公共野営場として林野庁が管理舎を、東川町がテントサイト、ファイヤーサークル、駐車場等を整備している。</p> <p><u>旭岳方面への登山基地として利用されていることから、利用の動向を見ながら、施設の供用期間の延長を検討する必要がある。また、野営場の一部は、冬季間に限り、クロスカントリースキーコースとして使用されているが、今後も冬季の自然観察路としての整備を検討する。</u></p>

5. 駐車場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>旭岳方面への登山及び周辺の自然探勝のための基地となることから、<u>北海道が駐車場を整備し、環境省により整備されたビジターセンターの利用者にも利用されている。</u>高山植物の開花や紅葉のシーズンには道道沿線に車両が路上駐車することのないように、必要な措置を行うとともに、<u>既存の駐車場への誘導等を関係機関と連携して実施するなど利用の適正化に必要な取組を行う。</u></p> <p>再整備等に当たっては、極力地形の改変及び支障木の伐採を最小限にするものとする。</p>
6. 排水処理施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>東川町が公共下水道を敷設しており、地区の最下流部に処理場を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>

5 駐車場	<p>旭岳方面への登山及び周辺の自然探勝のための基地となることから、<u>北海道が駐車場を整備している。</u>高山植物の開花や紅葉のシーズンには道道沿線に路上駐車する現状にあることから、必要な整備を行うとともに、<u>利用集中期におけるマイカー規制の導入について検討する。</u></p> <p>再整備等に当たっては、極力地形の改変及び支障木の伐採を最小限にするものとする。</p>
6 排水処理施設	<p>東川町が公共下水道を敷設しており、地区の最下流部に処理場を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>

ウ 糠平集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1. 園地	<指導方針・管理方針等>
(削除)	<p>糠平野営場及び糠平湖汀線の隣接地において、糠平湖の展望、湖水とふれあう休息等の場として北海道及び上士幌町が湖畔園地を整備している。</p> <p>糠平宿舎事業施設及び一般国道 273 号の隣接地においては、<u>来訪者や地域住民の休憩・交流の拠点及び国道を通行する利用者を温泉街へ誘引する役割をもつ公園として、上士幌町及び環境省が中央園地を一体的に整備している。</u></p> <p>また、<u>中央園地や糠平宿舎事業施設と湖畔園地を接続する自然探勝路及び寺の沢河畔園地上士幌町が整備している。</u></p> <p>現状施設の改修等に当たっては、<u>湖畔園地においては糠平湖の展望を妨げないよう留意し、中央園地等においては小公園的な園地にふさわしいものを整備する。</u></p>
(削除)	
2. 宿舎	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>①事業施設の収容人員が 30 人以上 800 人以下であること。</p> <p>②建築物の水平投影外周線が、公園利用道路の路肩から 3.0 メートル以上、敷地境界線から 1.5 メートル以上それぞれ離れていること。</p> <p>③宿舎として利用される建築物が 30 メートル以下、その他の建築物が 13 メートル以下の高さであること。</p> <p>④建築面積の敷地面積に対する割合が 60 パーセント以下、延床面積の敷地面積に対する割合が 360 パーセント以下であること。</p> <p>⑤宿舎として利用される建築物の内部には、ホール、ロビー等のパブリックスペースが十分確保されること。</p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p><u>東大雪地域最大の公園利用拠点であり、自然探勝、温泉保養、野外レクリエーション等様々な目的の公園利用者を対象として、整備されている。</u></p>
3. 野営場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>糠平湖畔において、湖水とのふれあい及び湖畔林の自然探勝の拠点として、林野庁が整備している。</p> <p>現状の区域内に多様な利用者に対応した施設の整備充実を図るものとする。</p>

(3) 糠平集団施設地区

事業の種類	取扱方針
1 園地	
(1) 湖畔園地	<p>糠平野営場及び糠平湖汀線の隣接地において、糠平湖の展望、湖水とふれあう休息等の場として北海道及び上士幌町が整備している。また、<u>環境省において、博物展示施設や野営場を含めた一体的な整備計画を検討している。</u></p> <p><u>施設の規模は現状程度とし、現状施設の改修等に当たっては、糠平湖の展望を妨げないよう留意する。</u></p>
(2) 中央公園	<p>糠平宿舎事業施設及び国道 273 号線の隣接地において、<u>地区の滞在者及び立ち寄り者の休憩のための小公園的な園地として、上士幌町が整備している。</u></p> <p>改修等に当たっては、<u>施設の規模は現状程度とし、小公園的な園地にふさわしいものを整備する。</u></p> <p>なお、<u>既存のパークゴルフコースは、草地状の休憩園地の機能を損なわない範囲で利用するものとし、コースの造成は行わないものとする。</u></p>
2 宿舎	<p>東大雪地域最大の公園利用拠点であり、自然探勝、温泉保養、野外レクリエーション等様々な目的の公園利用者を対象として、民間のホテル等 6 軒が事業執行している。</p> <p>整備に当たっては、<u>以下のとおり取扱を定める。</u></p> <p>①事業執行しようとする者は、<u>旅館業法第 3 条による許可（下宿営業を除く。）を受けている、又は受ける見込みがあること。</u></p> <p>②事業施設の収容人員が 30 人以上 800 人以下であること。</p> <p>③建築物の水平投影外周線が、公園利用道路の路肩から 3.0 メートル以上、敷地境界線から 1.5 メートル以上それぞれ離れていること。</p> <p>④宿舎として利用される建築物が 30 メートル以下、その他の建築物が 13 メートル以下の高さであること。</p> <p>⑤建築面積の敷地面積に対する割合が 60 パーセント以下、延床面積の敷地面積に対する割合が 360 パーセント以下であること。</p> <p>⑥宿舎として利用される建築物の内部には、ホール、ロビー等のパブリックスペースが十分確保されること。</p>
3 野営場	<p>糠平湖畔において、湖水とのふれあい及び湖畔林の自然探勝の拠点として、林野庁が整備している。</p> <p><u>老朽化しており、現状の区域内に多様な利用者に対応した施設の整備充実を図るものとする。</u></p>

4. 駐車場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>当該集団施設地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、案内板等の整備を図る。</p>
5. 自動車運送施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該集団施設地区への公共交通機関の施設が整備されている。</p> <p>営業所等施設の規模は現状程度とし、整備に当たっては、休憩スペース及びバスの駐車スペースを確保する。</p>
6. 給水施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>糠平集団施設地区内の各種公園利用施設及び居住者の飲料水等を確保するため、上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模等は、利用者の動向を十分把握して決定するものとし、浄水施設、配水施設等関連施設の整備に当たっては、周囲の自然環境との調和を図るよう留意するものとする。</p>
7. 博物館	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本公園の自然や歴史等に関する資料を収集、保管及び展示するための施設として、上士幌町が博物館（ひがし大雪博物館及び鉄道資料館）を整備している。</p> <p>規模は現状程度とし、ひがし大雪博物館は機能をひがし大雪自然館に移転したことから、施設及び周辺地域の利活用について検討を進める。</p>
8. 博物展示施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>東大雪地域全体の自然体験や自然環境保全に関する解説・活動拠点として、環境省と上士幌町による合築施設（ひがし大雪自然館）が整備されている。</p> <p>施設の維持管理については、環境省と上士幌町が連携して適切に行うものとする。また、自然保護教育活動の拠点としての機能を踏まえた管理運営を図る。</p>

4 駐車場	<p>当該集団施設地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、案内板等の整備を図る。</p>
5 自動車運輸施設	<p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該集団施設地区への公共交通機関として1バス会社が事業を執行している。</p> <p>営業所等施設の規模は現状程度とし、整備に当たっては、休憩スペース及びバスの駐車スペースを確保する。</p>
6 給水施設	<p>糠平集団施設地区内の各種公園利用施設及び居住者の飲料水等を確保するため、上士幌町が整備している。</p> <p>施設の規模等は、利用者の動向を十分把握して決定するものとし、浄水施設、配水施設等関連施設の整備に当たっては、周囲の自然環境との調和を図るよう留意するものとする。</p>
7. 博物館	<p>本公園の自然や歴史等に関する資料を収集、保管及び展示するための施設として、上士幌町が博物館（ひがし大雪博物館及び鉄道資料館）を整備している。</p> <p>規模は現状程度とし、現状の付属園地を確保する等設置目的を損なわないよう留意する。</p> <p>なお、既存のパークゴルフコースは、草地状の休憩園地の機能を損なわない</p> <p>範囲で利用するものとし、コースの造成は行わないものとする。</p>
8 博物展示施設	<p>現在、環境省によりビジターセンターの整備が計画されている。</p> <p>展示内容については、東大雪地域を主体に、本公園全体の自然環境について情報提供を行うよう配慮する。</p>

(削除)
------

(4) 十勝三股集団施設地区

事業の種類	取扱方針
園地	<p>当地区は、天然林を主体とした良好な自然環境を有する三股盆地に位置し、周辺山岳景観の展望は開放感を伴う特徴的なものであることから、これらの地域資源を活かし、自然の回復を目指しつつ、自然体験及び学習活動フィールドとして活用する地区として位置付けたものである。</p> <p>今後は、自然回復を行う場及び自然回復の過程を学習する場として関係機関と調整を行いつつ、必要に応じて整備を検討していくこととするが、当面は自然環境の回復に努めるものとする。</p>

3) 単独施設

名称	事業の種類	取扱方針
愛山溪温泉	宿 舎	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>永山岳及び北鎮岳方面、沼ノ平方面、松仙園への登山利用並びに温泉周辺の自然探勝及び湯治利用の拠点として利用者が多く、宿泊及び休憩地として上川町が宿舎を整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和に留意するものとする。</p>
銀河流星ノ滝	園 地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>銀河流星ノ滝を展望する場所として、利用者も多く、林野庁、北海道及び上川町が公衆トイレ、園路、駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
大函	園 地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>柱状節理の切り立った岩壁を展望する場所として利用者も多く、北海道及び上川町が展望台及び駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて既存施設等の再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
黒岳	宿 舎	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>黒岳から御鉢巡り若しくは大雪山連峰縦走の中継基地として、簡易宿舎が整備されている（許可工作物）が、老朽化が進んでいる。</p> <p>再整備する場合の施設の規模は、現状程度又は小規模の増築程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を原則少なくし、周辺の自然環境との調和に留意する。</p>
銀泉台	園 地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>赤岳、旭岳、黒岳等の登山口であり、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら公園利用者の休憩場所として、上川町が公衆トイレ等（許可工作物）を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
	(削除)	(削除)

ウ 単独施設

名称	事業の種類	取扱方針
愛山溪温泉	宿 舎	<p>永山岳及び北鎮岳方面への登山利用及び自然探勝、湯治利用の拠点としての利用者が多く、宿泊及び休憩地として上川町が宿舎を整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和に留意するものとする。</p>
銀河流星ノ滝	園 地	<p>銀河流星ノ滝を展望する場所として、利用者も多く、林野庁、北海道及び上川町が公衆トイレ、園路、駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
大函	園 地	<p>柱状節理の切り立った岩壁を展望する場所として利用者も多く、北海道及び上川町が展望台、休憩所及び駐車場等を整備している。</p> <p>当該園地の恵まれた環境をより有効に活用するため、利用状況に応じて既存施設等の再整備を検討する。なお、施設の整備に当たっては、対岸の景観眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
黒岳	宿 舎	<p>黒岳からお鉢巡り若しくは大雪山連峰縦走の中継基地として、林野庁が簡易宿舎を整備しているが、老朽化が進んでいる。</p> <p>再整備する場合の施設の規模は、現状程度又は小規模の増築程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を原則少なくし、周辺の自然環境との調和に留意する。</p>
銀泉台	園 地	<p>赤岳、旭岳、黒岳等の登山口に位置し、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら公園利用者の休憩場所として、上川町が公衆トイレ等を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
	宿 舎	<p>赤岳、旭岳、黒岳等の登山口に位置し、第一花園、第二花園、コマクサ平等の自然探勝者も多く、これら、公園利用者の休憩及び登山利用者の施設として民間のヒュッテが整備されていたが、施設の老朽化が著しく、現在使用されていない。</p> <p>再整備に当たっては、山上のロッジとしての雰囲気を持たせるよう、現状程度とし、自然景観との調和に特に留意する。</p>

白楊平	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>ダム湖の展望及び湖水とふれあう休憩等の場として、林野庁が園路、公衆トイレを整備している。</p> <p>施設は、大幅な自然改変を避け、極力立木を残し快適な林間園地として整備するものとする。</p>
白雲岳	避難小屋	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、環境省が避難小屋を整備している。</p> <p>大雪山グレード5の原生的な自然に立ち入るためのゲート施設として利用者に対して適切な情報提供を行う。また、周辺登山道の荒廃に対応する拠点施設としての機能も踏まえた管理運営を図る。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
石北峠	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>北見方面からの公園入口に当たる峠であり、遠く大雪及び石狩連峰を望む展望園地として、北海道が利用者のための公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
高原温泉	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>白雲岳、緑岳、大雪高原温泉沼めぐり登山コース等の利用拠点であり、北海道及び上川町等が管理する土地が駐車場スペースとなっている。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制が行われている。</p> <p>草地園地は、休日など利用者が集中して駐車場が不足する場合に駐車場としても使用できるようにする。また、積極的に植樹を行い駐車場及び草地園地内に緑地帯を確保する。なお、駐車場については、簡易舗装程度とし、アスファルト、コンクリート等の舗装は行わない。</p>
	宿舎	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>白雲岳、緑岳、大雪高原温泉沼めぐり登山コース等の利用拠点である。</p> <p>施設の再整備に当たっては、極力既存樹林を残置するよう配置し、切妻大屋根の形態を原則とする。高さは棟ごとに13メートル以下とする。なお、原則都会的なデザインを排し、山奥の静かな環境の中での保養宿舎としての雰囲気を保つものとする。</p>

白楊平	園地	<p>ダム湖の展望及び湖水とふれあう休憩等の場として、林野庁が園路、公衆トイレを整備している。</p> <p>施設は、大幅な自然改変を避け、極力立木を残し快適な林間園地として整備するものとする。</p>
白雲岳	避難小屋	<p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が避難小屋を整備している。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
石北峠	園地	<p>北見方面からの公園入口に当たる峠であり、遠く大雪及び石狩連峰を望む展望園地として、北海道が利用者のための公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模は、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の風致景観との調和に留意する。</p>
高原温泉	園地	<p>白雲岳、緑岳等の登山基地及び高原沼等を巡る自然探勝等に人気があり利用者も多く、北海道及び上川町が駐車場等を整備している。紅葉期の利用集中時にはマイカー規制を行っている。</p> <p>紅葉時期に利用者が集中し、駐車場が不足するため、園地の一部は平面的な草地園地とし、オーバーフロー時に駐車場としても使用できるような形式とする。また、積極的に植樹を行うよう駐車場及び園地内に緑地帯を確保する。なお、駐車場については、簡易舗装程度とし、アスファルト、コンクリート等の舗装は行わない。</p>
	宿舎	<p>白雲岳、緑岳等の登山基地及び高原沼等を巡る自然探勝等に人気があり利用者も多く、民間の宿舎1軒が事業執行している。</p> <p>施設の再整備に当たっては、極力既存樹林を残置するよう配置し、切妻大屋根の形態を原則とする。高さは棟ごとに13メートル以下とする。なお、原則都会的なデザインを排し、山奥の静かな環境の中での保養宿舎としての雰囲気を保つものとする。</p>

	博物展示施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>大雪高原温泉沼めぐり登山コースの利用拠点であり、高原温泉周辺の自然環境、特にヒグマについての学習及び山岳情報を提供するための施設（鳥獣保護区管理棟）として、環境省が整備している。公園利用者とヒグマとの遭遇事故を未然に防止するために定められた同コースの利用ルールを周知するなど、利用者に対するレクチャーが行われ、適切な情報提供や知識の普及が行われている。</p> <p>公園事業施設ではないが、博物展示施設としての機能を有していることから、今後とも適切な維持管理に努める。</p>
忠別岳南	避難小屋	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和を図り整備する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
姿見の池	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>姿見の池及びその周辺は、旭岳を背景とした火口湖及び高山植物のお花畑となっており、北海道が園路、展望広場等を整備している。</p> <p>高山植物保護のため、<u>上川総合振興局、東川町大雪山国立公園保護協会等の協力により、園路にはロープを張り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。</u></p> <p>施設の規模については、現状程度とするが、特に混雑が見られ、周囲の植生に悪影響を及ぼす場合は、この限りでない。</p>
	避難小屋	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>旭岳方面への縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>
天人峡	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>羽衣の滝等の探勝歩道として、北海道が園路、公衆便所、四阿等を整備している。</p> <p><u>現況施設を適切に維持管理するものとする。</u></p>
	宿舎	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>整備に当たっては、地域の特色である溪谷の保護を図るとともに風致景観を考慮し、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建築物の規模 建築物の高さは、27メートル以下とする。</p> <p>イ デザイン及び材料 外部デザインは単純な形態とし、極力自然の素材を利用する。なお、一つの事業に複数の建築物がある場合は、事業施設の調和を図るため、デザイン及び色彩を統一する。</p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p><u>忠別川の柱状節理の岸壁からなる溪谷景観が優れた地域に位置し、温泉宿、自然探勝及び登山基地として利用されている</u></p>

	博物展示施設	<p>高原温泉周辺の自然環境、特にヒグマについての学習及び山岳情報を提供するための施設（鳥獣保護区管理棟）として、環境省が整備している。</p> <p>公園事業施設ではないが、博物展示施設としての機能を有していることから、今後とも適切な維持管理に努めるものとする。</p> <p><u>また、公園利用者とヒグマとの遭遇事故を未然に防止するため、適切な情報提供や知識の普及を行うものとする。</u></p>
忠別岳南	避難小屋	<p>大雪山連峰等の登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>施設の規模は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然環境との調和を図り整備する。今後、公衆トイレの位置及び処理方法等について検討する。</p>
姿見の池	園地	<p>姿見の池及びその周辺は、旭岳を背景とした火口湖及び高山植物のお花畑となっており、北海道が園路、展望広場等を整備している。</p> <p>高山植物保護のため、<u>上川支庁、北海道上川南部森づくりセンター、東川町等の協力により、園路にはロープを張り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。</u></p> <p>施設の規模については、現状程度とするが、特に混雑が見られ、周囲の植生に悪影響を及ぼす場合は、この限りでない。</p>
	避難小屋	<p>旭岳方面への縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p><u>再整備された現況施設を適切に維持管理するものとする。</u></p>
天人峡	園地	<p>羽衣の滝等の探勝歩道として、北海道が園路、公衆便所、四阿等を整備している。</p> <p><u>現況施設の充実を図るものとする。</u></p>
	宿舎	<p><u>忠別川の柱状節理の岸壁からなる溪谷景観が優れた地域に位置し温泉宿、自然探勝及び登山基地として利用されており、民間ホテル等4軒が事業執行している。</u></p> <p>整備に当たっては、地域の特色である溪谷の保護を図るとともに風致景観を考慮し、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建築物の規模 建築物の高さは、27メートル以下とする。</p> <p>イ デザイン及び材料 外部デザインは単純な形態とし、極力自然の素材を利用する。なお、一つの事業に複数の建築物がある場合は、事業施設の調和を図るため、デザイン及び色彩を統一する。</p>

	駐車場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>天人峡地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び東川町がそれぞれ駐車場等を整備している。</p> <p>附帯施設として整備されている公衆トイレは撤去されており、再整備の必要がある。</p>
白金温泉	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>白金温泉のほぼ中央にあり、十勝岳連峰を一望できる展望園地として、美瑛町が駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>
美瑛富士	避難小屋	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>美瑛富士の東0.7キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、美瑛町が設置している。</p> <p><u>避難小屋に隣接して、携帯トイレボックスを環境省が設置している。</u></p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>
十勝岳	避難小屋	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>十勝岳の北西2.5キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、林野庁が設置している。</p> <p><u>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</u></p>
望岳台	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>十勝岳連峰を一望できる展望園地として、また、十勝岳及び美瑛岳への登山基地として、北海道が園地、駐車場等を整備している。</p> <p><u>案内板等が老朽化し、園地の範囲が不明確になっていることから、園路の範囲を記した案内板や園路にはロープを張る等、施設の再整備を図り、周辺植生に立ち入らないよう努めるものとする。</u></p>
吹上温泉	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本地区は、十勝岳温泉と望岳台を結ぶ連絡道路のほぼ中間に位置していることから、十勝岳連峰への登山基地になっているほか、自然豊かな温泉保養地である。</p> <p>吹上の湯として有名な露天風呂があり、上富良野町が駐車場、園路等を整備している。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の自然景観との調和に留意する。</p>

	駐車場	<p>天人峡地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び東川町がそれぞれ駐車場等を整備している。</p> <p>附帯施設として整備されている公衆トイレは撤去されており、再整備の必要がある。</p>
白金温泉	園地	<p>白金温泉のほぼ中央にあり、十勝岳連峰を一望できる展望園地として、北海道及び美瑛町が駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p>
美瑛富士	避難小屋	<p>美瑛富士の東0.7キロメートルの地点に十勝岳連峰及び大雪山縦走登山者の避難施設として、美瑛町が設置している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、適切に維持管理するものとする。</p> <p><u>トイレの位置、構造、処理方法、維持管理の体制等について、検討を行う。</u></p>
十勝岳	避難小屋	<p>十勝岳の北西2.5キロメートルの地点にあり、十勝岳連峰の縦走登山者の避難施設として、林野庁が整備していたが、老朽化等のため撤去された。利用状況を踏まえ、維持管理の方法を含めた再整備の必要性について検討する。</p>
望岳台	園地	<p>十勝岳連峰を一望できる展望園地として、また、十勝岳及び美瑛岳への登山基地として、北海道が園地、駐車場、公衆トイレ等を整備している。また、利用者の便宜を図るために民間のレストハウスが整備されている。</p> <p><u>自然探勝路の説明板等の適切な管理を行う。</u></p> <p><u>公衆トイレについては、老朽化しており、関係機関と再整備を検討する。</u></p> <p><u>民間のレストハウスの再整備については、既存規模程度の建て替えのための新築あるいは小規模な増築を原則とする。</u></p>
吹上温泉	園地	<p>本地区は、十勝岳温泉と望岳台を結ぶ連絡道路のほぼ中間に位置していることから、十勝岳連峰への登山基地になっているほか、自然豊かな温泉保養地である。</p> <p>吹上の湯として有名な露天風呂があり、上富良野町が駐車場、園路等を整備している。</p> <p>施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、周囲の自然景観との調和に留意する。</p>

	宿 舎	<p>&lt;審査基準&gt;  <u>自然に囲まれた環境を維持するため、次のとおり取り扱うものとする。</u>  ア 建築物は2階建て以下とする。  イ 建ぺい率の制限は特に設けないが、<u>道路からの壁面後退距離を原則とすることとする。</u></p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;  <u>自然豊かな温泉保養地として上富良野町が宿泊施設を整備している。</u>  <u>近年は交通網の発達により自家用車等による小人数の利用者が増加しつつあるとともに、利用形態も多様化しており、利用者のニーズに対応した保養基地として、施設を整備するものとする。</u></p>
	野営場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;  十勝岳周辺の自然探勝及び登山基地並びに防災用ヘリコプター離着陸用広場として、上富良野町が多目的利用の野営場を整備している。  当地区の登山基地として良好な利用が行えるよう整備する。</p>
十勝岳温泉	園 地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;  富良野岳及び上ホロカメットク山が一望できる休憩地であるとともに登山基地として、<u>北海道が公衆トイレ、駐車場等を整備している。</u>  <u>園地周辺にある宿舎とこれらの施設が一体となり機能するよう指導する。</u>  今後、良好な自然探勝ができるよう園路を充実するものとする。</p>
	宿 舎	<p>&lt;審査基準&gt;  今後、施設の整備については、周辺の風致景観や自然環境との調和に留意しながら、次のとおり取り扱うものとする。  ①建築物は3階建て以下とする。  ②建ぺい率の制限は特に設けないが、<u>道路からの壁面後退距離を原則とすることとする。</u></p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;  <u>登山基地及び安政火口への自然散策拠点として利用されている。</u>  <u>当地区の自然探勝の利用を推進するため、展示など情報発信機能を持たせることを検討する。</u></p>
士幌高原	園 地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;  東ヌプカウシヌプリ山麓に位置し、十勝平野、日高山脈等が一望できる展望園地として、士幌町がセンターハウス、園路、駐車場、展望台等を整備している。  眺望対象となる周囲の雄大な風致景観と調和した空間の確保に留意するものとする。</p>
	野営場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;  隣接する東ヌプカウシヌプリ、白雲山、天望山等の登山基地として、また、良好な周辺天然林等の自然探勝の拠点として、士幌町がコテージ、テントサイト及びキャビンを整備している。  周囲の風致景観との調和と、空間の確保に留意するものとする。</p>

	宿 舎	<p><u>自然豊かな温泉保養地として上富良野町が宿泊施設を整備している。</u>  <u>近年は交通網の発達により自家用車等による小人数の利用者が増加しつつあるとともに、利用形態も多様化しており、利用者のニーズに対応した保養基地として、施設を整備するものとする。</u>  <u>自然に囲まれた環境を維持するため、次のとおり取り扱うものとする。</u>  ア 建築物は2階建て以下とする。  イ 建ぺい率の制限は特に設けないが、<u>道路からの壁面後退距離を原則とすることとする。</u></p>
	野営場	<p>十勝岳周辺の自然探勝及び登山基地並びに防災用ヘリコプター離着陸用広場として、上富良野町が多目的利用の野営場を整備している。  当地区の登山基地として良好な利用が行えるよう整備する。</p>
十勝岳温泉	園 地	<p>富良野岳及び上ホロカメットク山が一望できる休憩地であるとともに登山基地として、<u>上富良野町が公衆トイレ、駐車場等を整備している。</u>  <u>園地周辺にある3軒の宿舎とこれらの施設が一体となり機能するよう指導する。</u>  今後、良好な自然探勝ができるよう園路を充実するものとする。</p>
	宿 舎	<p><u>登山基地及び安政火口への自然散策拠点として利用されており、民間のホテル3軒が事業執行している。</u>  今後、施設の整備については、周辺の風致景観や自然環境との調和に留意しながら、次のとおり取り扱うものとする。  ① 建築物は3階建て以下とする。  ② 建ぺい率の制限は特に設けないが、<u>道路からの壁面後退距離を原則とすることとする。</u></p>
士幌高原	園 地	<p>東ヌプカウシヌプリ山麓に位置し、十勝平野、日高連峰等が一望できる展望園地として、士幌町がセンターハウス、園路、駐車場、展望台等を整備している。  眺望対象となる周囲の雄大な風致景観と調和した空間の確保に留意するものとする。</p>
	野営場	<p>隣接する東ヌプカウシヌプリ、白雲山、天望山等の登山基地として、また、良好な周辺天然林等の自然探勝の拠点として、士幌町がコテージ、テントサイト及びキャビンを整備している。  周囲の風致景観との調和と、空間の確保に留意するものとする。</p>

三国峠	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>ニペソツ山、ウペペサンケ山及び十勝三股地区の広大な樹海の展望地点として、北海道及び上士幌町が公衆トイレ及び休憩所を整備している。</p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、展望の支障とならないよう留意するものとする。</p>
幌加温泉	宿舎	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p><u>自然林に囲まれた優れた環境と、湯治場温泉旅館としての趣を維持するため、既存宿舎の増改築を原則とし、増改築に当たっては、以下の要件を満たすものとする。</u></p> <p>①高さは、13メートル以下であること。</p> <p>②道路からの壁面後退距離を、現状程度、あるいはそれ以上確保すること。</p> <p>③増改築部分の構造、形態、色彩及び材料は、既存部分と同様のものであること。</p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p><u>天狗岳及びニペソツ山の登山基地として、また湯治場等として利用されている。</u></p>
糠平ダム	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p><u>糠平ダムのほぼ全景、ウペペサンケ山及び石狩連峰の展望地点である。</u></p> <p><u>施設の規模は現状程度とし、展望に支障が生じないよう適切に維持管理するものとする。</u></p>
糠平温泉	スキー場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」（平成3年6月7日付環自国第315号自然保護局長通知）によるほか、資料6「大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領」によるものとする。</p>
幌鹿峠	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>糠平集団施設地区と然別湖畔を結ぶ中間点に位置し、優れた自然林に囲まれた休憩場所として、<u>峠標識等の既存施設の適切な維持管理を図る。</u></p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については現状程度とし、施設の改修等に当たっては周辺の自然環境の保全に留意するものとする。</p>
然別峡	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>良好な自然林内を散策し、自然とのふれあいを体験できる園地として、鹿追町が園路駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は、現状程度とし、老朽化した施設の再整備を検討するものとする。</p>
	宿舎	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p><u>良好な自然林に囲まれた静寂な温泉である。</u></p> <p><u>施設の規模は現状程度とし、施設の適切な維持管理を図るものとする。</u></p>

三国峠	園地	<p>ニペソツ山、ウペペサンケ山及び十勝三股地区の広大な樹海の展望地点として、北海道及び上士幌町が公衆トイレ及び休憩所を整備している。</p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については、現状程度とし、施設の改修等に当たっては、展望の支障とならないよう留意するものとする。</p>
幌加温泉	宿舎	<p><u>天狗岳及びニペソツ山の登山基地として、また湯治場等の施設として、民間の温泉旅館2軒が事業執行している。</u></p> <p><u>自然林に囲まれた優れた環境と、湯治場温泉旅館としての趣を維持するため、既存宿舎の増改築を原則とし、増改築に当たっては、以下の要件を満たすものとする。</u></p> <p>①高さは、13メートル以下であること。</p> <p>②道路からの壁面後退距離を原則とすること。</p> <p>③増改築部分の構造、形態、色彩及び材料は、既存部分と同様のものであること。</p>
糠平ダム	園地	<p>糠平ダムのほぼ全景、ウペペサンケ山及び石狩連峰の展望地点として、民間が展望台等を整備している。</p> <p><u>公衆トイレの整備を図る必要がある。</u></p>
糠平温泉	スキー場	<p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」（平成3年6月7日付環自国第315号自然保護局長通知）によるほか、別紙3「大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領」によるものとする。</p>
幌鹿峠	園地	<p>糠平集団施設地区と然別湖畔を結ぶ中間点に位置し、優れた自然林に囲まれた休憩場所として、<u>林野庁が小規模な路側駐車帯及び峠標識を整備している。</u></p> <p>周辺の優れた自然環境を保護するため、今後とも施設の規模については現状程度とし、施設の改修等に当たっては周辺の自然環境の保全に留意するものとする。</p>
然別峡	園地	<p>良好な自然林内を散策し、自然とのふれあいを体験できる園地として、鹿追町が園路駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は、現状程度とし、老朽化した施設の再整備を検討するものとする。</p>
	宿舎	<p><u>良好な自然林に囲まれた静寂な温泉であり、民間が1軒事業執行している。</u></p> <p><u>現在ある温泉旅館は老朽化しており、再整備を図る必要がある整備に当たっては、高さは現状（13メートル）程度とする。</u></p>

	野営場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>然別峡園地及び自然湧出している温泉に隣接しており、自然探勝の拠点として、林野庁及び鹿追町が野営場を整備している。<u>静寂な雰囲気を持つ自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、施設の適切な維持管理を図るものとする。</u></p>
山田温泉	宿 舎	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>北海道の天然記念物に指定されているミヤベイワナの産卵河川であるヤンベツ川畔に位置し、良好な天然林に囲まれた静寂な雰囲気を持つ<u>自然環境に恵まれた宿舎を、鹿追町が整備している。</u></p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、施設は現状の位置において、既存の高さを超えない程度での、建替えのための新築又は小規模な増築を原則とする。</p>
然別湖北岸	野営場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>然別湖北岸汀線に接する野営場として、並びに湖水とのふれあい及び良好な周辺天然林の自然探勝の拠点として、<u>林野庁等が施設を整備している。</u></p> <p>良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、多様な利用者に対応した施設の整備を図る。</p>
然別湖畔	園 地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>然別湖汀線に接しており、湖水とのふれあいの場として、及び、「唇山」の愛称を持つ天望山、白雲山等対岸の眺望地点として、鹿追町により小規模の広場とベンチが整備されている。</p> <p><u>当該園地の恵まれた自然環境をより有効に活用するため、広場、園路等の維持管理を適切に行う。</u></p> <p>なお、施設の整備に当たっては、対岸景観の眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
	宿 舎	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>施設の整備に当たっては、当地区の各地点からの湖水及び対岸景観の眺望の維持確保に留意するとともに、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>①建築物の水平投影外周線は、公園事業道路等の路肩及び敷地境界線から<u>現状程度、あるいはそれ以上離れていること。</u></p> <p>②宿舎として利用される建築物の高さは、32メートル以下、その他の建築物の高さは、13メートル以下であること。</p> <p>③建築面積の敷地面積に対する割合は、60パーセント以下であること。</p> <p>④宿舎として利用される建物の内部には、ホール及びロビー等のパブリックスペースが十分確保されていること。</p> <p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p><u>然別湖畔に宿舎が整備されている。</u></p> <p><u>対岸景観の眺望等に恵まれた自然環境の保全を図るため、施設の規模は、現状程度とし、適切な整備を図るものとする。</u></p>

	野営場	<p>然別峡園地及び自然湧出している温泉に隣接しており、自然探勝の拠点として、林野庁及び鹿追町が野営場を整備している。施設の適切な維持管理を図るものとする。</p>
山田温泉	宿 舎	<p>北海道の天然記念物に指定されているミヤベイワナの産卵河川であるヤンベツ川畔に位置し、良好な天然林に囲まれた静寂な雰囲気を持つ<u>自然環境に恵まれた宿舎として、民間のホテル1軒が事業執行している。</u></p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を維持するため、施設は現状の位置において、既存の高さを超えない程度での、建替えのための新築又は小規模な増築を原則とする。</p>
然別湖北岸	野営場	<p>然別湖北岸汀線に接する野営場として、並びに湖水とのふれあい及び良好な周辺天然林の自然探勝の拠点として、<u>林野庁及び民間が施設を整備している。</u></p> <p>良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とし、多様な利用者に対応した施設の整備を図る。</p>
然別湖畔	園 地	<p>然別湖汀線に接しており、湖水とのふれあいの場として、及び、「唇山」の愛称を持つ天望山、白雲山等対岸の眺望地点として、鹿追町により小規模の広場とベンチが整備されている。</p> <p><u>当該園地の恵まれた自然環境をより有効に活用するため、広場、園路等の再整備を図るものとする。</u></p> <p>なお、施設の整備に当たっては、対岸景観の眺望を十分確保するよう留意するものとする。</p>
	宿 舎	<p><u>然別湖畔に位置し、民間のホテル2軒が事業執行している</u></p> <p><u>対岸景観の眺望等に恵まれた自然環境の保全を図るため、施設規模は、現状程度とし、適切な整備を図るものとする。また、施設の整備に当たっては、当地区の各地点からの湖水及び対岸景観の眺望の維持確保に留意するとともに、以下の要件を満たすものとする。</u></p> <p>①建築物の水平投影外周線は、公園事業道路等の路肩及び敷地境界線から<u>原則離れていること。</u></p> <p>②宿舎として利用される建築物の高さは、32メートル以下、その他の建築物の高さは、13メートル以下であること。</p> <p>③建築面積の敷地面積に対する割合は、60パーセント以下であること。</p> <p>④宿舎として利用される建物の内部には、ホール及びロビー等のパブリックスペースが十分確保されていること。</p>

	舟遊場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>良好な自然環境に恵まれた周辺の景観を、ゆったりと湖水上から眺望する施設として、公園事業として執行されていないが、手こぎボート、カヌー等が設置されている。</p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を持するため、栈橋は現状の2基として、ボートは、手こぎボート、カヌー等動力を使用しないものとする。</p> <p>また、ボート等の設置に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、原則単純なデザイン、落ち着いた色彩のものを導入するよう指導する。</p>
	駐車場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>当該地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
	給水施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>公園利用施設、居住者の飲料水等を確保するため、鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
	排水施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>然別湖の水質を保全するため、鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
白雲橋	博物展示施設	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>当該地区の自然探勝利用を推進するための施設として整備する。現在鹿追町が所有する建物が存在しており、整備に当たっては、高さ及び規模については現状程度とし、自然環境に影響を与えないよう設計、工法等を検討する。</p>
扇ヶ原	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>然別湖畔入口に位置し、十勝平野及び日高連峰を一望できる展望園地として設置されている。</p> <p>現状の施設は、糠平然別線道路（車道）事業の附帯施設として、北海道が公衆トイレ、駐車場等を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、眺望対象の雄大さを損なわないよう、施設は原則道路側に設置するものとする。</p>
ヒサゴ沼	避難小屋	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>大雪山縦走路のほぼ中間に位置しており、トムラウシ山の登山者及び縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>本公園の指定湖沼の一つであるヒサゴ沼に隣接しており、周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せ適切な管理を行う。</p> <p>ヒサゴ沼の水質の保全のため、附帯トイレの位置や構造、処理方式等について、今後検討を行う必要がある。</p>

	舟遊場	<p>良好な自然環境に恵まれた周辺の景観を、ゆったりと湖水上から眺望する施設として、公園事業として執行されていないが、民間が手こぎボート、カヌー等を設置している。</p> <p>良好な自然環境の保全と静寂な雰囲気を持するため、栈橋は現状の2基として、ボートは、手こぎボート、カヌー等動力を使用しないものとする。</p> <p>また、ボート等の設置に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、原則単純なデザイン、落ち着いた色彩のものを導入するよう指導する。</p>
	駐車場	<p>当該地区を訪れる公園利用者の駐車場として、北海道及び鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
	給水施設	<p>公園利用施設、居住者の飲料水等を確保するため、鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
	排水施設	<p>然別湖の水質を保全するため、鹿追町が整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
白雲橋	博物展示施設	<p>当該地区の自然探勝利用を推進するための施設として整備する。現在鹿追町が所有する建物が存在しており、整備に当たっては、高さ及び規模については現状程度とし、自然環境に影響を与えないよう設計、工法等を検討する。</p>
扇ヶ原	園地	<p>然別湖畔入口に位置し、十勝平野及び日高連峰を一望できる展望園地として設置されている。</p> <p>現状の施設は、糠平然別線道路（車道）事業の附帯施設として、北海道が公衆トイレ、駐車場等を整備している。</p> <p>施設の規模については現状程度とし、眺望対象の雄大さを損なわないよう、施設は原則道路側に設置するものとする。</p>
ヒサゴ沼	避難小屋	<p>大雪山縦走路のほぼ中間に位置しており、トムラウシ山の登山者及び縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>本公園の指定湖沼の一つであるヒサゴ沼に隣接しており、周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せ適切な管理を行う。</p> <p>ヒサゴ沼の水質の保全のため、附帯トイレの位置や構造、処理方式等について、今後検討を行う必要がある。</p>

トムラウシ温泉	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>トムラウシ温泉宿舎に隣接して宿泊利用者の散策及びトムラウシ山登山者の休憩の場として、北海道及び新得町が園路、駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
	宿舎	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>トムラウシ山登山口に位置することから、登山の拠点として、また、トムラウシ望岳台園地など周辺の良好な自然の探勝の拠点として、新得町が事業執行している。</p> <p><u>施設の規模は現状程度とし、既存施設の適切な維持管理を図るものとする。</u></p>
	野営場	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>トムラウシ温泉に近接した野営場で、トムラウシ山の登山基地として、また、<u>周辺散策の拠点として、林野庁が施設を整備している。</u></p> <p>良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とする。</p>
トムラウシ望岳台	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>トムラウシ温泉からトムラウシ山登山口へ向かう林道沿線に位置し、トムラウシ山から五色ヶ原及びニペソツ山等が一望できる展望園地として、<u>林野庁が案内板（許可工作物）を整備している。</u></p> <p>展望の阻害を避けるため、施設の規模は現状程度とする。</p>
白雲望岳台	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>新得町からトムラウシ温泉に向かうトムラウシ温泉線の峠付近に位置し、十勝岳連峰が一望できる展望園地として、<u>林野庁が展望台及び案内板（許可工作物）を整備している。</u></p> <p><u>周辺樹木の生長により展望が失われていることから、自然景観を損なわない範囲で、必要最低限の整備を図る。</u></p>
上ホロカメツトク山	避難小屋	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>十勝岳連峰の縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せて適切な管理を行うものとする。</p> <p>トイレの位置、構造、処理方法、維持管理の体制等について、検討を行う。</p>
十勝三股	園地	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>東大雪の山々を展望し、十勝三股地区の植生復元を主体とする環境教育を行うための園地として、環境省が園路を整備している。</p> <p>山岳景観の眺望を確保することとし、新たな場所での建物等の新規整備は行わず、植生復元や環境教育・歴史教育等を行うための、必要最低限の整備を行う。</p>

トムラウシ温泉	園地	<p>トムラウシ温泉宿舎に隣接して宿泊利用者の散策及びトムラウシ山登山者の休憩の場として、北海道及び新得町が園路、駐車場、公衆トイレ等を整備している。</p> <p>現状施設を適切に維持管理し、機能の充実を図る。</p>
	宿舎	<p>トムラウシ山登山口に位置することから、登山の拠点として、また、<u>霧吹の滝、トムラウシ望岳台園地など周辺の良好な自然の探勝の拠点として、新得町が事業執行している。</u></p> <p><u>既存施設の適切な維持管理を図るものとする。</u></p>
	野営場	<p>トムラウシ温泉に近接した野営場で、トムラウシ山の登山基地として、また、<u>霧吹の滝をはじめとする周辺散策の拠点として、林野庁が施設を整備している。</u></p> <p>良好な自然環境を保全するため、区域は現状の範囲程度とする。</p>
トムラウシ望岳台	園地	<p>トムラウシ温泉からトムラウシ山登山口へ向かう林道沿線に位置し、トムラウシ山から五色ヶ原及びニペソツ山等が一望できる展望園地として、<u>林野庁が四阿及び案内板を整備している。</u></p> <p>展望の阻害を避けるため、施設の規模は現状程度とする。</p>
白雲望岳台	園地	<p>新得町からトムラウシ温泉に向かうトムラウシ温泉線の峠付近に位置し、十勝岳連峰が一望できる展望園地として、<u>林野庁が展望台及び案内板を整備している。</u></p> <p><u>良好な自然林の環境を保全するため、施設の規模は現状程度とする。</u></p>
上ホロカメツトク山	避難小屋	<p>十勝連峰の縦走登山者の避難施設として、北海道が整備している。</p> <p>周辺の野営指定地及び歩道の整備と併せて適切な管理を行うものとする。</p> <p>トイレの位置、構造、処理方法、維持管理の体制等について、検討を行う。</p>
(新設)	(新設)	(新設)

4) 道路

ア 車道

名称	取扱方針
層雲峡ルベシベ線 (一般国道 39 号)	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、旭川及び網走方面から層雲峡集団施設地区に至る主要利用道路として、北海道開発局が整備している。沿線は、石狩川両岸にそびえ立つ柱状節理が見られる等、景観に優れており利用者が多い。</p> <p>また、災害のおそれの大きな路線であるため、今後とも安全施設（ロックシェッド等）の設置並びに法面の整形及び安定化のための工事が予想される。これらについては、当該路線が公園利用上、車窓からの峡谷岩壁景観観賞に非常に重要な意義を有しているため、これとの整合に留意しつつ整備するものとする。特に陸万公園入口から大函までの区間の改良工事については、景観確保、工作物のデザイン及び色彩について、最大限留意するものとする。</p>
愛山溪線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、一般国道 39 号の安足間から愛山溪温泉への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、森林景観に優れておりマイカー利用者も多い。冬期間は閉鎖されている。</p> <p>未改良区間の改良に当たっては、極力現道を利用した法線とし、大幅な地形の改変は行わないものとする。</p>
銀泉台線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、一般国道 273 号の湖畔橋から銀泉台への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、大雪山北方稜線の山並景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>当該道路は、一部が舗装されているが未改良区間が多い。今後の改良に当たっては、現道の幅のままでアスファルト舗装を実施するものとし、特にこの路線が排水不良による洗掘で路面が荒廃しやすいことから、必要最小限の排水施設及び安全施設（ガードロープ）を設置することとする。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>
高原温泉線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、一般国道 273 号線高原大橋から高原温泉への到達道路として上川町が整備している。沿線は、森林景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>石狩川本流等河川脇に道路が設置されているため、災害の危険性がある一方、自然度の高い路線であることから、必要最小限の防災対策を講じるものとする。</p> <p>また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>

エ 道路

(1) 車道

事業の種類	地区	取扱方針
道路 (車道)	層雲峡ルベシベ線 (国道 39 号線)	<p>旭川及び網走方面から層雲峡集団施設地区に至る主要利用道路として、北海道開発局が整備している。沿線は、石狩川両岸にそびえ立つ柱状節理が見られる等、景観に優れており利用者が多い。</p> <p>当該路線は、基本的な改良工事はほぼ完了しているが、新武華トンネル改良により廃道となる路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。</p> <p>また、災害のおそれの大きな路線であるため、今後とも安全施設（ロックシェッド等）の設置並びに法面の整形及び安定化のための工事が予想される。これらについては、当該路線が公園利用上、車窓からの峡谷岩壁景観観賞に非常に重要な意義を有しているため、これとの整合に留意しつつ整備するものとする。特に陸万公園入口から大函までの区間の改良工事については、景観確保、工作物のデザイン及び色彩について、最大限留意するものとする。</p>
	愛山溪線	<p>国道 39 号線の安足間から愛山溪温泉への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、森林景観に優れておりマイカー利用者も多い。冬期間は閉鎖されている。</p> <p>未改良区間の改良に当たっては、極力現道を利用した法線とし、大幅な地形の改変は行わないものとする。</p>
	銀泉台線	<p>国道 273 号線の湖畔橋から銀泉台への到達道路として、北海道が整備している。沿線は、大雪山北方稜線の山並景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>当該道路は、一部が舗装されているが未改良区間が多い。今後の改良に当たっては、現道の幅のままでアスファルト舗装を実施するものとし、特にこの路線が排水不良による洗掘で路面が荒廃しやすいことから、必要最小限の排水施設及び安全施設（ガードロープ）を設置することとする。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>
	高原温泉線	<p>国道 273 号線高原大橋から高原温泉への到達道路として上川町が整備している。沿線は、森林景観に優れている。冬期間は閉鎖されており、秋季の利用集中期にはマイカー規制を行っている。</p> <p>石狩川本流等河川脇に道路が設置されているため、災害の危険性がある一方、自然度の高い路線であることから、必要最小限の防災対策を講じるものとする。なお、アスファルト等の舗装は行わず、原則として砂利舗装程度の舗装にとどめる。また、冬期間は国有林野事業以外の一般供用は行わないものとする。</p>

勇駒別線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、旭川方面から勇駒別集団施設地区を結ぶ重要な道路として、北海道が整備している。</p> <p>道路の改良は、ほぼ完了しているが、今後は快適な道路空間づくりをするよう働きかける。なお、道路沿線の美化清掃が適切に行われるよう調整を図る。また、道路改良に伴い生じている旧道敷地の森林への移行について適切な措置を講ずる。</p> <p>冬期交通の安全性を確保するため、線形の修正を図る。</p>	勇駒別線	<p>旭川方面から勇駒別集団施設地区を結ぶ重要な道路として、北海道が整備している。</p> <p>道路の改良は、ほぼ完了しているが、今後は快適な道路空間づくりをするよう働きかける。なお、道路沿線の美化清掃が適切に行われるよう調整を図る。また、道路改良に伴い生じている旧道敷地の森林への移行について適切な措置を講ずる。</p> <p>冬期交通の安全性を確保するため、線形の修正を図る。</p>
天人峡線		天人峡線	
(国立公園界～天人峡温泉入口の区間(道道天人峡美瑛線))	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、美瑛町から天人峡温泉への到達道路として、北海道が整備している。両側が柱状節理の岸壁からなる溪谷で、車窓景観にも優れていることから利用者が多い。反面、多雪地帯であることから雪崩や落石事故発生の危険性があるが、路線のトンネル化及びロックシェッドやスノーシェッド等付帯施設の整備は、ほぼ完了しており、今後は適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>また、道路に並行する忠別川は、河川氾濫を起こし、度々、道路が被災していることから、必要な対策を図るものとする。</p>	(国立公園界～天人峡温泉入口の区間(道道天人峡美瑛線))	<p>本路線は、美瑛町から天人峡温泉への到達道路として、北海道が整備している。両側が柱状節理の岸壁からなる溪谷で、車窓景観にも優れていることから利用者が多い。反面、多雪地帯であることから雪崩や落石事故発生の危険性があるが、路線のトンネル化及びロックシェッドやスノーシェッド等付帯施設の整備は、ほぼ完了しており、今後は適切な維持管理を図るものとする。</p>
(天人峡入口～天人閣の区間(町道天人峡道路))	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、道道天人峡美瑛線終点から羽衣の滝線歩道入口までを東川町が整備している。</p> <p>改良工事に当たっては、極力現道を利用し、自然環境への影響に留意するものとする。</p>	(天人峡入口～天人閣の区間(町道天人峡道路))	<p>本路線は、道道天人峡美瑛線終点から羽衣の滝線歩道入口までを東川町が整備している。</p> <p>改良工事に当たっては、極力現道を利用し、自然環境への影響に留意するものとする。</p>
美瑛望岳台線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、十勝岳の利用拠点である白金温泉と望岳台を結ぶ重要な利用道路である。白金温泉から望岳台分岐までの区間を北海道が、望岳台分岐から望岳台までを美瑛町が整備している。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>美瑛町道の再整備に当たっては、望岳台周辺整備と併せて道路法線を検討するものとする。</p>	美瑛望岳台線	<p>本線は、十勝岳の利用拠点である白金温泉と望岳台を結ぶ重要な利用道路である。白金温泉から望岳台分岐までの区間を北海道が、望岳台分岐から望岳台までを美瑛町が整備している。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>美瑛町道の再整備に当たっては、望岳台周辺整備と併せて道路法線を検討するものとする。</p>
十勝岳山麓線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、望岳台と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。現在、吹上温泉から望岳台までの区間は、冬期間に閉鎖されている。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとし、今後の整備に当たっては、周囲の泥流跡地景観への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>	十勝岳山麓線	<p>本線は、望岳台と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。現在、吹上温泉から望岳台までの区間は、冬期間に閉鎖されている。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとし、今後の整備に当たっては、周囲の泥流跡地景観への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
十勝岳温泉線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、富良野方面と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。路線の途中から吹上温泉、望岳台、白金温泉への分岐点となっていることから、利用者が多い。沿線は森林景観に優れている。</p> <p>当該道路は、急勾配及び急カーブの連続であることから、その一部について線形改良等を行っている。今後改良を要する区間は、極力現道を利用し、土工事の少ない工法とし、自然環境に留意するものとする。</p>	十勝岳温泉線	<p>本路線は、富良野方面と十勝岳温泉を結ぶ重要な利用車道であり、北海道が整備している。路線の途中から吹上温泉、望岳台、白金温泉への分岐点となっていることから、利用者が多い。沿線は森林景観に優れている。</p> <p>当該道路は、急勾配及び急カーブの連続であることから、その一部について線形改良等を行っている。今後改良を要する区間は、極力現道を利用し、土工事の少ない工法とし、自然環境に留意するものとする。</p>

士幌高原線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、士幌高原及び白雲山登山口へと到達する利用車道であり、白雲山登山口より北側の区間は、士幌高原単独施設と然別湖畔を結ぶ利用車道として計画・整備されていたが、平成11年3月に未開削区間の工事の取りやめが表明され、現在では白雲山登山道の一部として利用されている。</p> <p>現状施設の適切な維持管理を図るものとし、不要な舗装については撤去を検討する。</p>	士幌然別線	<p>本線は、士幌高原単独施設と然別湖畔を結ぶ利用車道であり、北海道がトンネル区間の整備に向けて事前調査を行っていたが、平成11年3月に未開削区間の工事の取りやめを表明した。</p> <p>今後、利用施設計画からの削除について検討を行うものとする。</p>
大雪ダム糠平上士幌線		大雪ダム糠平上士幌線	
(一般国道273号の区間)	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、本公園の最大の拠点である層雲峡集団施設地区と東大雪地区の最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な車道として、北海道開発局が整備している。</p> <p>当該道路は、糠平地区を除き基本的な改良工事をほぼ完了しているが、改良により廃道となった路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。なお、今後の法面改良については、早期緑化と森林造成についても配慮するものとする。</p> <p>また、エゾシカとの衝突事故等が多発する区間であり、事故防止に留意するものとする。</p>	(国道273号線の区間)	<p>本路線は、本公園の最大の拠点である層雲峡集団施設地区と東大雪地区の最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な車道として、北海道開発局が整備している。</p> <p>当該道路は、糠平地区を除き基本的な改良工事をほぼ完了しているが、改良により廃道となった路線及びその法面の現状回復が適切に行われるよう調整を図るものとする。なお、今後の法面改良については、早期緑化と森林造成についても配慮するものとする。</p> <p>また、エゾシカとの衝突事故等が多発する区間であり、事故防止に留意するものとする。</p>
(町道糠平線の区間)	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、糠平集団施設地区から鉄道資料館、糠平ダム園地への連絡路線として、糠平湖畔沿いの一般国道273号の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>	(町道糠平線の区間)	<p>本路線は、糠平集団施設地区から鉄道資料館、糠平ダム園地への連絡路線として、糠平湖畔沿いの国道273号線の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
(町道幌加線の区間)	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、一般国道273号から幌加温泉への連絡路線として、上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>	(町道幌加線の区間)	<p>国道273号線から幌加温泉への連絡路線として、上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模については現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
糠平然別線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、然別湖畔と東大雪地区最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な利用車道で北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、基本的な改良を終えているが、今後、然別湖及び駒止湖沿線等の風致景観上極めて重要な地区において改良を行う場合には、自然環境への影響の排除に最大限留意するものとする。</p>	糠平然別線	<p>本線は、然別湖畔と東大雪地区最大の拠点である糠平集団施設地区を結ぶ重要な利用車道で北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、部分的に改良を終えているが、今後改良を要する区間には、然別湖及び駒止湖沿線等の風致景観上極めて重要な地区が含まれており、自然環境への影響の排除に最大限留意するものとする。</p>
然別峡線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、然別湖畔と然別峡を結ぶ利用車道で、北海道が整備している。</p> <p>当該道路は、基本的な改良を終えているが、整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>	然別峡線	<p>本線は、然別湖畔と然別峡を結ぶ利用車道で、北海道が整備している。</p> <p>当該道路には、未だ改良を要する区間がある。</p> <p>整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

トムラウシ温泉線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、新得町方面からトムラウシ温泉地区へ到達する利用車道で、北海道及び新得町が整備している。</p> <p>北海道が整備した公園入口から二股地区までについては、維持管理に当たり、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p> <p>新得町整備区間及び北海道整備区間の一部については、未舗装で今後改良を要する。</p> <p>改良を要する区間の整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
----------	--

トムラウシ温泉線	<p>本線は、新得町方面からトムラウシ温泉地区へ到達する利用車道で、北海道及び新得町が整備している。</p> <p>北海道が整備した公園入口から二股地区までについては、維持管理に当たり、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p> <p>新得町整備区間及び北海道整備区間の一部については、未舗装で今後改良を要する。</p> <p>改良を要する区間の整備に当たっては、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>
----------	---

イ 自転車道

名称	取扱方針
層雲峡峡谷線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、小函、大函を結ぶ路線として、旧国道から町道に移管され、自転車、歩行者専用道路として上川町が整備している。近年落石が多く、ほぼ全区間閉鎖されている。</p> <p>落石等による災害防止のため、閉鎖措置と併せて必要最小限の安全策を講じるが、峡谷の核心部であるため、その設置は特に慎重に行うものとする。</p>
糠平湖畔線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>本路線は、糠平集団施設地区と糠平ダム園地を結ぶ糠平ダム湖畔探勝自転車道（歩道と共用）として糠平湖畔沿いの一般国道273号の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模は現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

(2) 自転車道

事業の種類	地区	取扱方針
道路 (自転車道)	層雲峡峡谷線	<p>小函、大函を結ぶ路線として、旧国道から町道に移管され、自転車、歩行者専用道路として上川町が整備している。近年落石が多く、ほぼ全区間閉鎖されている。</p> <p>落石等による災害防止のため、閉鎖措置と併せて必要最小限の安全策を講じるが、峡谷の核心部であるため、その設置は特に慎重に行うものとする。</p>
	糠平湖畔線	<p>本路線は、糠平集団施設地区と糠平ダム園地を結ぶ糠平ダム湖畔探勝自転車道（歩道と共用）として糠平湖畔沿いの国道273号線の旧道を上士幌町が整備している。</p> <p>道路の規模は現状程度とする。道路整備に当たっては、利用者の交通安全確保上必要最小限とし、自然環境への影響を極力排除するよう留意するものとする。</p>

ウ 歩道

名称 【事業執行者】※注1	取扱方針
原始ヶ原線 【未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>富良野市三の沢歩道分岐からニングルの森を經由し五反沼までの湿原探勝路は、林間コース（天使の泉、広原の滝を經由する。）と滝コース（不動の滝、勝竜の滝を經由する。）の2コースがある。湿原探勝路は、湿原の高山植物が踏圧により荒廃していることから、植生保護のため、歩行区域を設定する等必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>整備、補修、維持管理（※注2）に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意することとし、利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>

(3) 歩道

事業の種類	地区	取扱方針
道路 (歩道)	原始ヶ原線	<p>富良野市三の沢歩道分岐からニングルの森を經由し五反沼までの湿原探勝路は、林間コース（天使の泉、広原の滝を經由する。）と滝コース（不動の滝、勝竜の滝を經由する。）の2コースがある。湿原探勝路は、湿原の高山植物が踏圧により荒廃していることから、植生保護のため、歩行区域を設定する等必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意することとし、利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>

<p>層雲峡ニセイカウシュッペ山線 【未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 層雲峡集団施設地区からニセイカウシュッペ山頂を経由し清川を結ぶ登山道として整備する。当該沿線から大雪山連峰が一望できる登山道として利用者が多い。 朝陽山からニセイカウシュッペ山までは、過去の歩道跡がなくなり自然状態に復しているため、当該区間の整備にあたっては、自然環境の保全の観点から整備方法等について検討する。 当該区間以外の整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。荒廃区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を原則避ける。</p>	<p>層雲峡ニセイカウシュッペ山線</p>	<p>層雲峡集団施設地区からニセイカウシュッペ山頂を経由し清川を結ぶ登山道として整備する。当該沿線から大雪山連峰が一望できる登山道として利用者が多い。パノラマ台からニセイカウシュッペ山までは、歩道が荒廃したり、通行不能となっているため整備方法等について検討する。 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。 荒廃区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を原則避ける。</p>
<p>層雲峡勇駒別線 【環境省・北海道・民間事業者】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 層雲峡集団施設地区を起点として黒岳及び北海岳を経由するコースと中岳を経由するコースがあり、旭岳、姿見の池、天女ヶ原及び勇駒別集団施設地区に連絡する幹線登山道として、案内板、指導標、誘導柵等が整備されている。建替え及び改良が行われているが、老朽化及び荒廃が進んでいる。 一部には、植生保護のため木道等が整備されているが、踏み荒らしによる植生破壊が進んでいるため高山植物保護及び侵食防止のため緊急に対策を講ずる必要がある。</p>	<p>層雲峡勇駒別線</p>	<p>層雲峡集団施設地区を起点として黒岳及び北海岳を経由するコースと中岳を経由するコースがあり、旭岳、姿見の池、天女ヶ原及び勇駒別集団施設地区に連絡する幹線登山道として、北海道が案内板、指導標、誘導柵等を整備している。建替え及び改良が行われているが、老朽化及び荒廃が進んでいる。 一部には、植生保護のため、木道等を新設しているが、登山利用者が年々増加していることから、整備に当たっては、踏み荒らしによる植生破壊が進んでいるため高山植物保護及び侵食防止のため緊急に対策を講ずる必要がある。</p>
<p>層雲峡銀河流星ノ滝線 【未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 層雲峡集団施設地区から銀河流星ノ滝への探勝歩道として整備を検討する。 整備に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。</p>	<p>層雲峡銀河流星ノ滝線</p>	<p>層雲峡集団施設地区から銀河流星ノ滝への探勝歩道として整備を検討する。 整備に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。</p>
<p>紅葉谷線 【上川町】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 層雲峡集団施設地区から紅葉谷への探勝歩道として整備する。 整備、補修、維持管理に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。</p>	<p>紅葉谷線</p>	<p>層雲峡集団施設地区から紅葉谷への探勝歩道として整備する。 整備に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。</p>
<p>雲井ヶ原線 【未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 愛山溪温泉から雲井ヶ原への探勝歩道として整備する。 自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。湿原部分には、木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。</p>	<p>雲井ヶ原線</p>	<p>愛山溪温泉から雲井ヶ原への探勝歩道として整備する。 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。湿原部分には、木道の整備を適切に行い、湿原植物の保護を図る。</p>
<p>愛山溪北鎮岳線 【環境省・北海道】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 愛山溪温泉から永山岳及び比布岳を経由し、北鎮岳歩道合流点への登山道として整備されている。 登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、補修等を実施する。 また、安全性の確保のため、必要に応じて一部の区間を閉鎖する等の措置を講じる。</p>	<p>愛山溪北鎮岳線</p>	<p>愛山溪温泉から永山岳及び比布岳を経由し、北鎮岳歩道合流点への登山道として北海道が整備している。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、石組工等を検討する。 また、安全性の確保のため、必要に応じて一部の区間を閉鎖する等の措置を講じる。</p>

<p>松仙園線 【環境省】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 愛山溪温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道合流点への登山道として整備する。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い湿原植物の保護を図る。 登山者がぬかるみを避けて登山道周辺の植物を踏みつけないよう登山道からの排水、簡易木道の設置等の維持管理をきめ細やかに行う。 「松仙園地区適正利用推進計画」（平成29年2月、北海道地方環境事務所）に基づき定められた利用ルールを遵守するよう指導する。</p>	<p>松仙園線</p>	<p>愛山溪温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道合流点への湿原探勝歩道及び登山道として整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適切に行い湿原植物の保護を図る。</p>
<p>沼ノ平姿見の池線 【環境省・北海道】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 沼ノ平歩道分岐点から当麻乗越及び裾合平を経由し、姿見の池を結ぶ登山道として整備されている。裾合平から姿見の池までの歩道沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから植物探勝に好適なコースであり、利用者が多い。 登山利用者の事故防止、高山植物保護及び浸食防止のため、補修等を実施する。</p>	<p>沼ノ平姿見の池線</p>	<p>沼ノ平歩道分岐点から当麻乗越及び裾合平を経由し、姿見の池を結ぶ探勝歩道として北海道及び環境省で整備している。裾合平から姿見の池までの歩道沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから植物探勝に好適なコースであり、利用者が多い。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び浸食防止のため、石組工等を検討する。</p>
<p>当麻岳線 【未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 比布岳歩道分岐点から当麻岳を経由し、当麻乗越歩道合流点への登山道として既設歩道がある。 自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、整備、補修等を検討する。</p>	<p>当麻岳線</p>	<p>比布岳歩道分岐点から当麻岳を経由し、当麻乗越歩道合流点への登山道として既設歩道を整備する。 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、階段工を検討する。</p>
<p>中岳裾合平線 【環境省・北海道】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 中岳南歩道分岐点から中岳温泉を経由し、裾合平歩道分岐点までを結ぶ登山道として整備されている。当該歩道の沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから、植物探勝に良好なコースであり、利用者が多い。 登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、補修等を実施する。</p>	<p>中岳裾合平線</p>	<p>中岳南歩道分岐点から中岳温泉を経由し、裾合平歩道分岐点までを結ぶ登山道として北海道が整備している。当該歩道の沿線は、高山植物も多く起伏が少ないことから、植物探勝に良好なコースであり、利用者が多い。 整備に当たっては、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、木道工等を検討する。</p>
<p>大雪山縦走線 【環境省・北海道・未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 北海岳歩道分岐点から高根ヶ原、忠別岳、化雲岳、トムラウシ山、オプタテシケ山、美瑛岳、十勝岳、富良野岳を経由し、原始ヶ原へ至る縦走幹線登山道として整備されている。当該登山道は、大雪連峰及び十勝岳連峰を中心とした稜線にあることから、利用者が多い。 沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行い、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、整備、補修等を実施する。</p>	<p>大雪山縦走線</p>	<p>北海岳歩道分岐点から高根ヶ原、忠別岳、化雲岳、トムラウシ山、オプタテシケ山、美瑛岳、十勝岳、富良野岳を経由し、原始ヶ原へ至る縦走幹線登山道として、北海道が整備している。当該登山道は、大雪連峰及び十勝岳連峰を中心とした稜線にあることから、利用者が多い。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行い、登山利用者の事故防止及び高山植物保護のため、階段工、木道工等を検討する。</p>
<p>銀泉台白雲岳線 【北海道】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 銀泉台からコマクサ平及び赤岳を経由し、白雲岳への登山道として整備されている。当該歩道沿線は、高山植物が多く植物探勝を目的とした利用者も多い。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	<p>銀泉台白雲岳線</p>	<p>銀泉台からコマクサ平及び赤岳を経由し、白雲岳への登山道として既設歩道を整備する。当該歩道沿線は、高山植物が多く植物探勝を目的とした利用者も多い。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>高原温泉小泉岳線 【林野庁】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 高原温泉から緑岳を経由し、小泉岳への登山道として整備されている。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>	<p>高原温泉小泉岳線</p>	<p>高原温泉から緑岳を経由し、小泉岳への登山道として林野庁が整備している。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。</p>

高原温泉高根ヶ原線 【北海道】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>高原温泉から高原沼周回及び高根ヶ原への登山道として整備されている。紅葉の時期には、自然探勝を目的とした利用者も多い。沼周辺はヒグマの生息域でもあり、利用者の安全指導が必要である。</p> <p>このため、「大雪高原温泉地区管理運営計画」(案)に基づき定められている登山道の利用ルールを遵守するよう指導する。</p> <p>沿線の自然の改変を極力避けるため自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、湿原部分湿原植物の保護を図るため整備、補修、維持管理を適切に行う。</p>	高原温泉高根ヶ原線	高原温泉から高原沼周回及び高根ヶ原への探勝歩道並びに登山道として北海道が整備している。紅葉の時期には、自然探勝を目的とした利用者も多い。沼周辺はヒグマの生息域でもあり、利用者の安全指導が必要である。
	(削除)	三国沢ユニ石狩岳線	三国沢からユニ石狩岳への登山道として既設歩道を整備する。整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けることとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。
ヤンベタツプ五色岳線 【環境省・北海道・未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>ヤンベタツプ川合流点から沼ノ原を経由し、五色ヶ原への登山道として整備されている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。</p>	ヤンベタツプ五色岳線	ヤンベタツプ川合流点から沼ノ原を経由し、五色ヶ原への登山道として、北海道が整備している。 <p>整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。</p>
勇駒別周回線 【東川町】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>勇駒別集団施設地区を起点として周辺の自然探勝を行うための探勝歩道として東川町が整備している。夏期は自然観察探勝、冬期はクロスカントリーコースとして整備検討するとともに既存探勝歩道についても維持管理が適正に行われるよう関係機関と調整を図る。</p> <p>現道の維持管理と利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>	勇駒別周回線	勇駒別集団施設地区を起点として周辺の自然探勝を行うための探勝歩道として東川町が整備している。夏期は自然観察探勝、冬期はクロスカントリーコースとして整備検討するとともに既存探勝歩道についても維持管理が適正に行われるよう関係機関と調整を図る。 <p>現道の維持管理と利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
天人峡勇駒別線 【未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>天人峡温泉から勇駒別集団施設地区へ探勝するための探勝歩道であるが、現在、危険箇所があるため一部通行止めを行っている。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意し、原則として、立木の伐採は行わないものとする。また、利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	天人峡勇駒別線	天人峡温泉から勇駒別集団施設地区へ探勝するための探勝歩道であるが、現在、危険箇所があるため一部通行止めを行っている。 <p>整備に当たっては、沿線の自然環境の保全に留意し、原則として、立木の伐採は行わないものとする。また、利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
羽衣敷島の滝線 【北海道・未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>天人峡温泉から羽衣の滝までは北海道が整備している。その先の敷島の滝までは既設の探勝歩道があるが、現在、危険箇所があるため通行止めを行っている。</p> <p>整備に当たっては、利用者層に比較的高齢者が多いことから、安全な通行確保のため、天人峡温泉から羽衣の滝までは、歩道幅員2.5メートル以内、羽衣の滝から敷島の滝までは、1.5メートル以内とする。</p>	羽衣敷島の滝線	天人峡温泉から羽衣の滝までは北海道が整備している。その先の敷島の滝までは既設の探勝歩道が整備されている。 <p>整備に当たっては、利用者層に比較的高齢者が多いことから、安全な通行確保のため、天人峡温泉から羽衣の滝までは、歩道幅員2.5メートル以内、羽衣の滝から敷島の滝までは、1.5メートル以内とする。</p>
天人峡化雲岳線 【林野庁】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>天人峡温泉から小化雲岳を経由し、化雲岳への登山道として、林野庁が整備している。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	天人峡化雲岳線	天人峡温泉から小化雲岳を経由し、化雲岳への登山道として、林野庁が整備している。 <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>

美瑛富士線 【未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>白金温泉から涸沢林道を經由し、美瑛富士への登山道として既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	美瑛富士線	<p>白金温泉から涸沢林道を經由し、美瑛富士への登山道として既設歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
白金温泉十勝岳線 【北海道・未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>望岳台から十勝岳避難小屋を經由し、十勝岳への登山道として、北海道が整備している。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、高山植物保護、侵食防止及び登山利用者の事故防止のため、ロープ張り等の整備について関係機関と調整を図る。</p>	白金温泉十勝岳線	<p>望岳台から十勝岳避難小屋跡を經由し、十勝岳への登山道として、北海道が整備している。</p> <p>整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、高山植物保護、侵食防止及び登山利用者の事故防止のため、ロープ張り等の整備について関係機関と調整を図る。</p>
望岳台十勝岳温泉線 【未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>望岳台歩道分岐から吹上温泉を經由し、十勝岳温泉への探勝歩道として既設歩道がある。</p> <p>現道の維持管理と利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>	望岳台十勝岳温泉線	<p>望岳台歩道分岐から吹上温泉を經由し、十勝岳温泉への探勝歩道として既設歩道を整備する。</p> <p>現道の維持管理と利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
美瑛岳線 【未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>望岳台歩道分岐から雲ノ平を經由し、美瑛岳への登山道として既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、現道の維持管理を適切に行うほか、特にポンピ沢の付近は、急斜面の箇所があり、ロープの設置等をし、歩行者の安全対策に留意する必要がある。</p>	美瑛岳線	<p>望岳台歩道分岐から雲ノ平を經由し、美瑛岳への登山道として既設歩道を整備する。</p> <p>整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、現道の維持管理を適切に行うほか、特にポンピ沢の付近は、急斜面の箇所があり、ロープの設置等をし、歩行者の安全対策に留意する必要がある。</p>
三段山線 【上富良野町】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>吹上温泉歩道分岐から三段山を經由し、十勝岳温泉への登山道として整備されている。現道の一部は危険な箇所があることから、整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行うものとする。</p>	三段山線	<p>吹上温泉歩道分岐から三段山を經由し、十勝岳温泉への登山道として整備する。現道の一部は危険な箇所があることから、整備に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行うものとする。</p>
富良野岳上ホロカメットク山線 【北海道】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>十勝岳温泉から上ホロカメットク山及び富良野岳への登山道として整備されている。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、安政火口までは軽登山ルートとしてある程度の幅員を確保し、それ以奥は登山道として最小限の幅員とする。</p>	富良野岳上ホロカメットク山線	<p>十勝岳温泉から上ホロカメットク山及び富良野岳への登山道として、北海道が整備している。</p> <p>整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため、安政火口までは自然探勝路としてある程度の幅員を確保し、それ以奥は登山道として最小限の幅員とする。</p>
十勝三股ニペソツ山線 【未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>十勝三股及び幌加温泉からニペソツ山への登山道として、既設歩道がある。</p> <p>近年登山者の増加が著しいことから、登山道浸食が深刻化している。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けるとともに、登山道侵食防止のため排水工等を整備する。また、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	十勝三股ニペソツ山線	<p>十勝三股及び幌加温泉からニペソツ山への登山道として、既設の歩道を整備する。</p> <p>近年登山者の増加が著しいことから、登山道浸食が深刻化している。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けるとともに、登山道侵食防止のため排水工等を整備する。また、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
石狩連峰縦走線 【未執行】	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>十勝三股から石狩岳、音更岳、ユニ石狩岳への登山道として、また、これらの山を經由して沼ノ原、五色岳への縦走路として、既設歩道がある。</p> <p>整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	石狩連峰縦走線	<p>十勝三股から石狩岳、音更岳、ユニ石狩岳への登山道として、また、これらの山を經由して沼ノ原、五色岳への縦走路として、既設の歩道（一部踏分け道）を整備する。</p> <p>整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>

糠平ウペペサンケ山線 【未執行】	<指導方針・管理方針等> 糠平集団施設地区からウペペサンケ山の登山道として、 <u>既設歩道がある。</u> 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けることとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。	糠平ウペペサンケ山線	糠平集団施設地区からウペペサンケ山の登山道として、 <u>既設の歩道を整備する。</u> 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避けることとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。
糠平天宝山線 【未執行】	<指導方針・管理方針等> 糠平集団施設地区から天宝山への登山道として、 <u>既設歩道がある。</u> 整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。	糠平天宝山線	糠平集団施設地区から天宝山への登山道として、 <u>既設の歩道を整備する。</u> 整備に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。
然別峡ウペペサンケ山線 【未執行】	<指導方針・管理方針等> 然別峡からウペペサンケ山への登山道として <u>既設歩道がある。</u> 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。	然別峡ウペペサンケ山線	然別峡からウペペサンケ山への登山道として <u>既設の歩道を整備する。</u> 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。
南ペトウトル山線 【未執行】	<指導方針・管理方針等> 然別湖畔単独施設地区から、南ペトウトル山への登山道として、 <u>既設歩道がある。</u> 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。	南ペトウトル山線	然別湖畔単独施設地区から、南ペトウトル山への登山道として、 <u>既設の歩道を整備する。</u> 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。
天望山周回線 【林野庁・未執行】	<指導方針・管理方針等> トウマベツ川河口から天望山及び白雲山を經由して、トウマベツ川河口及び士幌高原に至る登山道として、林野庁が整備をしている。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。	天望山周回線	トウマベツ川河口から天望山及び白雲山を經由して、トウマベツ川河口及び士幌高原に至る登山道として、林野庁が整備をしている。 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。
駒止湖東ヌプカウシヌプリ線 【未執行】	<指導方針・管理方針等> 駒止湖北側道々分岐点から白樺峠を經由して東ヌプカウシヌプリへの登山道として、 <u>既設歩道がある。</u> 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。	駒止湖東ヌプカウシヌプリ線	駒止湖北側道々分岐点から白樺峠を經由して東ヌプカウシヌプリへの登山道として、 <u>既設の歩道を整備する。</u> 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避ける。 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。
西ヌプカウシヌプリ線 【未執行】	<指導方針・管理方針等> 扇ヶ原展望台から西ヌプカウシヌプリへの登山道として、 <u>既設歩道がある。</u> 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。	西ヌプカウシヌプリ線	扇ヶ原展望台から西ヌプカウシヌプリへの登山道として、 <u>既設の歩道を整備する。</u> 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。

<p>トムラウシ山線 【環境省・未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; トムラウシ温泉からトムラウシ山への登山道として、既設歩道がある。利用者の増加にともない事故も増加したため、一部ルートへの付け替えを行っている。なお、登山口よりコマドリ沢までの区間は泥濘化、トムラウシ公園、南沼野営指定地付近などでは、複線化が深刻な状況となっている。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、排水溝や植生への踏み込み防止措置を行うとともに、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	<p>トムラウシ山線</p>	<p>トムラウシ温泉からトムラウシ山への登山道として、既設の歩道を整備する。利用者が増加している反面で事故も増加しており、一部ルートへの付け替えを行っている。なお、登山口よりコマドリ沢までの区間は泥濘化、トムラウシ公園、南沼野営指定地付近などでは、複線化が深刻な状況となっている。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、排水溝や植生への踏み込み防止措置を行うとともに、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>トムラウシ温泉周回線 【未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; トムラウシ温泉から霧吹の滝を經由して、トムラウシ温泉に戻る自然探勝歩道として、歩道等を整備する。 整備、補修、維持管理に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>	<p>トムラウシ温泉周回線</p>	<p>トムラウシ温泉から霧吹の滝を經由して、トムラウシ温泉に戻る自然探勝歩道として、歩道等を整備する。 整備に当たっては、現道の維持管理と登山利用者の事故防止及び利便性の確保のために必要な対策を行う。</p>
<p>曙橋十勝岳線 【未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 新得町屈足曙橋からトノカリ林道を經由して十勝岳への登山道として、既設歩道がある。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	<p>曙橋十勝岳線</p>	<p>新得町屈足曙橋からトノカリ林道を經由して十勝岳への登山道として、既設の歩道を整備する。 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>曙橋沼ノ原線 【未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 新得町曙橋からヌプントムラウシ林道を經由して、沼ノ原への登山道として、既設の歩道部分を整備する。 整備、補修、維持管理に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>	<p>曙橋沼ノ原線</p>	<p>新得町曙橋からヌプントムラウシ林道を經由して、沼ノ原への登山道として、既設の歩道部分を整備する。 整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。</p>
<p>北海道自然歩道線 【北海道・未執行】</p>	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt; 北海道自然歩道のうち、清水谷から糠平温泉、糠平湖を経て、十勝三股に至る探勝歩道であり、一部区間が整備されている。 長距離自然歩道としての統一性を保ちつつ、糠平集団施設地区及び十勝三股集団施設地区との連携を重視した整備を図る。 整備、補修、維持管理に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、既存の歩道を最大限活用し、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。</p>	<p>北海道自然歩道線</p>	<p>北海道自然歩道のうち、清水谷から糠平温泉、糠平湖を経て、十勝三股に至る探勝歩道であり、北海道が一部区間を整備している。 長距離自然歩道としての統一性を保ちつつ、糠平集団施設地区及び十勝三股集団施設地区との連携を重視した整備を図る。 整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、既存の歩道を最大限活用し、登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のため必要最小限とする。</p>

注1…事業執行者については、案内標識等のみ整備する場合を除き、歩道の一定区間を管理している事業執行者のみを掲載している。

注2…本項における「整備」は、自然公園法第10条第2項に基づく協議を行い新たに歩道を整備する場合、同条第6項に基づく協議を行い施設の規模及び構造を変更する場合等を意味する。また、「補修」は、施設の規模及び構造を変更しない範囲で歩道を修繕すること、「維持管理」は、巡視等による施設の点検を実施すること、ロープ張り、目印の設置や撤去など日常の管理をすることを意味する。

5) 運輸施設

事業の種類	位置	取扱方針
索道運送施設	層雲峡 (ロープウェイ)	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>層雲峡集団施設地区から黒岳、御鉢平、大雪山連峰縦走への登山利用及び黒岳5合目周辺からの山岳景観観賞利用のため、ロープウェイ及び駅舎を民間業者が整備している。5合目には園地を併設している。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>また、鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。</p>
	黒岳 (リフト)	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>上記ロープウェイ5合目駅舎から300メートル程の場所から黒岳7合目まで延びている。登山利用及び7合目周辺からの山岳景観観賞のため、ロープウェイと同じ民間業者が整備している。</p> <p>リフトは夏冬併用とし、冬期間は周囲の林内又は無立木地においてスキー利用がなされている。コース整備のための土地造成や伐採は実施しない。</p> <p>また、スキー利用はリフト降り場地点で積雪1メートル以上の時点で開始するものとする。</p> <p>コースとして利用されている箇所の圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、周囲の樹木を損傷しないよう留意するものとする。</p>
	旭岳 (ロープウェイ)	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>旭岳の西側の山腹に位置し、勇駒別集団施設地区から旭平までの区間を民間業者が整備している。大雪山連峰への主要登山施設であり、姿見の池周辺の自然探勝利用者も多い。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。また、支柱及び搬器には広告物等の設置を認めないものとする。</p> <p>建築物は、山麓駅舎及び姿見駅舎以外には認めないものとする。</p> <p>従来からスキー利用がなされてきた経緯があり、現在利用されている4コースに限りスキー利用をさせるものとし、Bコース及びCコースについては、高山植物及び湿原植物の保護のため、Bコースにあつては、通称Sカーブ地点で1.0メートル以上、かつ旧天女ヶ原駅脇で1.4メートル以上の積雪量、Cコースにあつては、天女ヶ原湿原で1.0メートル以上の積雪量をもって利用させるものとする。なお、コース整備については、圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、コース外の樹木を損傷することのないよう十分に留意する。</p>
自動車運送施設	然別湖畔	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該地区への公共交通機関として、バス会社が路線を設置している。</p> <p>施設の規模は現状程度にとどめ、適切な維持管理を図るものとする。</p>

オ 運輸施設

事業の種類	地域	取扱方針
索道運送施設	層雲峡 (ロープウェイ)	<p>層雲峡集団施設地区から黒岳、御鉢平、大雪山連峰縦走への登山利用及び黒岳5合目周辺からの山岳景観観賞利用のため、ロープウェイ及び駅舎を民間業者が整備している。5合目には園地を併設している。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>また、鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。</p>
	黒岳 (リフト)	<p>上記ロープウェイ5合目駅舎から300メートル程の場所から黒岳7合目まで延びている。登山利用及び7合目周辺からの山岳景観観賞のため、ロープウェイと同じ民間業者が整備している。</p> <p>リフトは夏冬併用とし、冬期間は周囲の林内又は無立木地においてスキー利用がなされている。コース整備のための土地造成や伐採は実施しない。</p> <p>また、スキー利用はリフト降り場地点で積雪1メートル以上の時点で開始するものとする。</p> <p>コースとして利用されている箇所の圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、周囲の樹木を損傷しないよう留意するものとする。</p>
	旭岳 (ロープウェイ)	<p>旭岳の西側の山腹に位置し、勇駒別集団施設地区から旭平までの区間を民間業者が整備している。大雪山連峰への主要登山施設であり、姿見の池周辺の自然探勝利用者も多い。</p> <p>保守管理用道路の下刈り及び他法令により義務付けられるもの以外のロープウェイ索道線下の伐採は原則として実施しない。</p> <p>鉄塔の色彩は焦げ茶色とする。また、支柱及び搬器には広告物等の設置を認めないものとする。</p> <p>建築物は、山麓駅舎及び姿見駅舎以外には認めないものとする。</p> <p>従来からスキー利用がなされてきた経緯があり、現在利用されている4コースに限りスキー利用をさせるものとし、Bコース及びCコースについては、高山植物及び湿原植物の保護のため、Bコースにあつては、通称Sカーブ地点で1.0メートル以上、かつ旧天女ヶ原駅脇で1.4メートル以上の積雪量、Cコースにあつては、天女ヶ原湿原で1.0メートル以上の積雪量をもって利用させるものとする。なお、コース整備については、圧雪車の使用を認めるものとするが、圧雪車の使用により、コース外の樹木を損傷することのないよう十分に留意する。</p>
自動車運送施設	然別湖畔	<p>十勝地方の拠点都市である帯広市から、当該地区への公共交通機関として、バス会社が路線を設置している。</p> <p>施設の規模は現状程度にとどめ、適切な維持管理を図るものとする。</p>

船舶運輸施設	然別湖周遊線	<p>&lt;指導方針・管理方針等&gt;</p> <p>然別湖畔温泉を基地として、然別湖上から周辺の自然探勝をすることを目的に然別湖を周回する航路で民間の船舶2隻が運行している。</p> <p>船舶運送に必要な施設である棧橋、休憩所、乗船券売場の規模は、湖畔の眺望を阻害しないため現状程度とする。</p> <p>また、遊覧船等の更新に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、原則単純なデザイン及び落ち着いた色彩のものを導入するものとする。</p> <p>遊覧船からの排水については、然別湖の水質を保全するため、適切に処理するものとする。</p>	船舶運輸施設	然別湖周遊線	<p>然別湖畔温泉を基地として、然別湖上から周辺の自然探勝をすることを目的に然別湖を周回する航路で民間の船舶2隻が運行している。</p> <p>船舶運送に必要な施設である棧橋、休憩所、乗船券売場の規模は、湖畔の眺望を阻害しないため現状程度とする。</p> <p>また、遊覧船等の更新に際しては、然別湖のイメージを損なわないよう、原則単純なデザイン及び落ち着いた色彩のものを導入するものとする。</p> <p>遊覧船からの排水については、然別湖の水質を保全するため、適切に処理するものとする。</p>
--------	--------	---	--------	--------	---

(2) 許可、届出等取扱方針

1) 特別地域

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(令和4年4月1日付け環自国発第22040115号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)、同条第37項の規定に基づき環境大臣が定めた「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年8月15日付け環境庁告示第48号(糠平地区)及び平成14年6月13日付け環境省告示第41号(然別湖畔地区))及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(令和4年4月1日付け環自国第22040116号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(資料5のとおり)の行為については、本取扱方針の中で記述する方針に従うものとする。

ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理運営計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

また、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	取扱方針
1. 工作物の新築、改築又は増築	
(1) 建築物	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>①建築物のデザイン 建築物のデザインについては、以下のとおりとするが、通常公園利用者の目に全く触れないなど、風致景観上支障を及ぼさないものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形態は単純を旨とする。</li> <li>・周囲の風致景観との調和を図るため、外部の材料は、自然材料(木材又は石材)を使用する。</li> <li>・10㎡以下程度の建築物を除き傾斜屋根(片流れを除く。)とする。</li> <li>・屋根の勾配は10分の2以上とする。</li> <li>・屋根の色彩は焦げ茶色とする。</li> <li>・壁の色彩は、茶色系、ベージュ、クリーム色系、灰色系、又はこれらの系統の中間色のうちから周囲の環境色に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の環境色が特異であって前記の色彩では環境に調和しない場合及び他法令等の規定によりこれらの取扱いによることができない場合は、この限りでない。</li> </ul> <p>②附帯施設 ・取付道路及び駐車場については、「(2)車道」の項及び7.(1)「公園事業取扱方針」の「1)共通事項.6附帯施設.①駐車場」(P■)の項の記述に準ずるものとする。</p> <p>・車庫、倉庫等小規模な附帯建築物は、原則主たる建築物と一体とし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態、材料及び色彩と同様のものとする。&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内を除き、公共的建築物、公益事業に関連する建築物、農林水産業に付随する建築物及び工事用仮設建築物以外の新築を原則として認めない。</li> <li>・特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(資料5のとおり)については、建築物の新築を原則許可しない。やむを得ず設置する場合は、主要公園利用施設から望見されないような配置とし、緑化修景措置等を講じる。</li> </ul>

5 公園事業及び行為許可の取扱に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)、同条第33項の規定に基づき環境大臣が定めた「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年8月15日付け環境庁告示第48号(糠平地区)及び平成14年6月13日付け環境省告示第41号(然別湖畔地区))及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(区域は別掲図1~4のとおり)の行為については、本取扱方針の中で記述する方針に従うものとする。

ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

また、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	取扱方針
1 工作物の新築等	
(1) 建築物	<p>①基本方針 層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内を除き、原則として、公共的建築物、公益事業に関連する建築物、農林水産業に付随する建築物及び工事用仮設建築物以外の新築を認めない。</p> <p>②規模及び後退距離等 規模は必要最小限とする。公益上必要な建築物として許可基準上規模の上限が定められていない特別保護地区及び第1種特別地域内の建築物であっても第2種特別地域に定められたその他建築物の基準は最低限満たすものとする。</p> <p>また、主要公園利用施設、公園計画道路に近接している場合は、利用施設又は道路から後退させることができない特別の理由がある場合を除き、原則として後退させることとし、利用施設又は道路から望見されないように修景植栽を実施する。</p> <p>③建築物のデザイン 建築物のデザインについては、以下のとおりとするが、通常公園利用者の目に全く触れないなど、風致景観上支障を及ぼさないものについてはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形態は単純を旨とする。</li> <li>・周囲の風致景観との調和を図るため、外部の材料は極力自然材料(木材及び石材)を使用する。</li> <li>・10㎡以下程度のごく小規模な建築物を除き傾斜屋根(片流れを除く。)とする。</li> <li>・屋根の勾配は10分の2以上とする。</li> <li>・屋根の色彩は焦げ茶色(日本塗料工業会旧色見本番号第255番程度)とする。</li> <li>・壁の色彩は、茶色系、ベージュ、クリーム色系、灰色系、又はこれらの系統の中間色のうちから周囲の環境色に調和する色彩を選択する。ただし、周囲の環境色が特異であって前記の色彩では環境に調和しない場合及び他法令等の規定によりこれらの取扱いによることができない場合は、この限りでない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模は必要最小限とする。<u>公益上必要な建築物として施行規則第 11 条第 1 項第 2 号にただし書を適用する特別保護地区及び第 1 種特別地域内の建築物であっても第 2 種特別地域に定められたその他建築物の基準は最低限満たすものとする。</u></li> <li>・<u>主要公園利用施設、公園計画道路に近接している場合は、利用施設又は道路から後退させることができない特別の理由がある場合を除き、原則として後退させることとし、利用施設又は道路から望見されないように修景植栽を実施する。</u></li> </ul>		<p>④附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>取付道路及び駐車場については、「(2)車道」の項及び「(2)公園事業取扱方針. 5 附帯施設. ①駐車場」(P38)の項の記述に準じて取り扱う。</u></li> <li>・車庫、倉庫等小規模な附帯建築物は、原則主たる建築物と一体とし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態、材料及び色彩と同様のものとする。</li> </ul> <p>⑤特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）については、建築物の新築を原則許可しない。やむを得ず設置する場合は、主要公園利用施設から望見されないような配置とし、緑化修景措置等を講じる。</p>
(2) 車道	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>①法面等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設する法面の高さは最大でも 13 メートル以下に抑える。ただし、地形及び地質上やむを得ず大きな法面が出現することも考えられるため、短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能と考えられる場合においては、この限りではない。</li> <li>・法面は早期に緑化することとし、周囲の森林の構成要素による森林化を図る。</li> <li>・地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、木製法枠工又は軽量法枠工等、木本類による緑化が可能な工法を使用する。さらに急勾配でそれらの工法を使用できない場合は、フリーフレームを採用する。</li> <li>・落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。</li> </ul> <p>②擁壁等構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲が良好な風致を維持している自然林である場合、又は景観保全上重要な箇所である場合若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。ただし、公園利用施設から望見されないものについてはこの限りではない。</li> <li>・法面構造物及び落石防止柵の擁壁部分は、小規模で石積みが可能である場合は、石積みあるいは布団箆とし、ブロック積み又はコンクリート構造物を使用する場合は、表面には自然石を使用するか、自然石を模した仕上げとする。<u>ただし、擁壁等構造物のうち公園利用施設から望見されないものについてはこの限りではない。</u></li> <li>・落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。</li> <li>・トンネルの露出部分は石張りとする。ただし、擁壁等の構造物を設置する車道が、通常、公園利用者の目に触れることが極めて少ない場合は、この限りでない。</li> </ul> <p>③附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標識は、安全確保のための注意標識及び分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5 広告物等掲出又は表示」(P■)の項のとおりに取り扱う。</li> <li>・安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げとし、主要公園利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。</li> </ul>	(2) 車道	<p>①基本方針</p> <p>林道、作業道、施設への取付道路及び工事中仮設道路以外の道路は、原則として新設を認めない(ただし、<u>拡幅線形等の改良は除く。</u>)。</p> <p>特別保護地区及び第 1 種特別地域内においては、上記についても原則として新設を認めない。ただし、特別保護地区及び第 1 種特別地域を通過しなければ施業地へ到達できない場合は、別途調整を図る。</p> <p>②線形</p> <p>地形測量を事前に実施し、工事による造成を最小限に抑えるため、曲線半径や道路勾配等は、原則現地地形に順応するよう設計し、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないような線形とする。他法令の規定により道路規格の制限が定められていない場合は、道路設置目的に合わせて必要最小限の規格とする。</p> <p>③景観保全</p> <p>主要公園利用施設からの景観保全に留意することとする。</p> <p>④法面等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設する法面の高さは最大でも13メートル以下程度に抑える。ただし、地形及び地質上やむを得ず大きな法面が出現することも考えられるため、短い区間でこれを超えることについては別途調整を図る。なお、周囲が二次植生であり、風致景観上、若しくは動物の生息等の点で特に問題がなく、容易に森林に復元可能な範囲内を考慮される場合は、この限りではない。</li> <li>・法面は早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林の構成要素による森林化を図る。</li> <li>・地形が全体に急峻で法面を構造物で抑える必要がある場合は、木製法枠工及び軽量法枠工等、木本類による緑化が可能な工法を使用する。さらに急勾配でそれらの工法を使用できない場合は、フリーフレームを採用する。</li> <li>・落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色、焦げ茶色等、地肌の色彩を勘案し、目立たない色彩のものとする。</li> </ul> <p>⑤擁壁等構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲が良好な風致を維持している自然林である場合又は景観保全上重要な箇所である場合、若しくは動物の生息地として重要な箇所である場合は、極力法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。</li> <li>・法面構造物及び落石防止柵の擁壁部分は、小規模で石積みが可能である場合は、石積みあるいは布団箆とし、ブロック積み又はコンクリート構造物を使用する場合は、原則として表面には自然石を使用するか、自然石を模した仕上げとする。</li> <li>・落石防止柵の柵部分は、焦げ茶色に塗装する。</li> <li>・トンネルの露出部分は石張りとする。ただし、擁壁等</li> </ul>

	<p>④残土処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>残土は、国立公園外に搬出する。ただし、<u>本国立公園内において許可等を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。</u></li> </ul>	<p>の構造物を設置する車道が、通常、公園利用者の目に触れることが極めて少ない場合は、この限りでない。</p>
	<p>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林道・作業道等、施設への取付道路及び工事用仮設道路以外の道路は、原則として新設を認めない(ただし、<u>拡幅や線形改良等は除く。</u>)。特別保護地区及び第1種特別地域内においては、上記についても原則として新設を認めない。ただし、特別保護地区及び第1種特別地域を通過しなければ施業地へ到達できない場合は、この限りではない。</li> <li>地形測量を事前に実施し、工事による造成を最小限に抑えるため、曲線半径や道路勾配等は、原則現地地形に順応するよう設計し、法面や構造物(トンネルを除く。)が極力発生しないような線形とする。他法令の規定により道路規格の制限が定められていない場合は、道路設置目的に合わせて必要最小限の規格とする。</li> <li><u>主要公園利用施設からの景観保全に留意することとする。</u></li> <li>側溝の断面の高さや幅は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。</li> <li>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(資料5のとおり)については、林道・作業道等及び工事用仮設道路以外の道路は原則として新設を許可しない。工事用仮設道路は工事終了後速やかに撤去し、地形を原状に復するとともに、周囲の植生と同種の植物により緑化する。</li> </ul>	<p>⑥附帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>側溝の断面は必要最小限とし、素掘り側溝が好ましいが、コンクリート側溝の場合は、皿型等の小動物横断の阻害とならないものを検討する。トラフ型側溝の場合は、蓋を設置する。</li> <li>標識は、安全確保のための注意標識及び分岐点での誘導標識等必要最小限とし、その形態等の詳細については、「5広告物等掲出又は表示」(P31)の項に準じて取り扱う。</li> <li>安全柵を設置する場合は、自然石を使用した車止め形式のものが最も良いが、ガードケーブル又はガードレールでも可とする。ガードケーブルを使用する場合、支柱の色彩は亜鉛メッキ仕上げとし、主要公園利用施設から望見される場合は焦げ茶色に塗装する等周囲の景観を損なわないよう留意する。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は外側及び支柱を焦げ茶色に塗装する。</li> </ul> <p>⑦残土処理</p> <p><u>原則として公園区域外に搬出処理する。ただし、公園内に自然公園法上認められた処理場があり、適切に処理できる場合はこの限りでない。</u></p> <p>⑧特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(区域は別掲図1～4のとおり)については、林道、作業道及び工事用仮設道路以外の道路は原則として新設を許可しない。工事用仮設道路は工事終了後速やかに撤去し、地形を原状に復するとともに、周囲の植生と同種の植物により緑化する。</p>
(3) 治山及び砂防施設	<p>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>層雲峡峡谷地区以外の特別保護地区については<u>原則として新設を認めない。</u>主要公園利用施設からの展望方向にあり景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育に重要な箇所、原始性の保たれた地域等、<u>特別に景観及び自然環境保全が必要な箇所にあたるものについては原則として新設を認めない。</u>ただし、防災上ほかに方法がなく、やむを得ず設置する場合は、景観及び自然環境の保全上、個別の実状に応じて必要な措置を講じる。</li> <li>主要公園利用施設から望見可能な、比較的近距離の位置にダム、床固工等を設置する場合には、石材や木材等により修景する措置を講じる等、極力景観に配慮した仕上げとする。</li> <li>魚類や両生類の生息に重要な箇所にダム、床固工等を設置する場合は、極力魚道の設置を行う等必要な措置を講じる。</li> <li>特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(資料5のとおり)については、周囲の景観に配慮した修景を極力実施し、かつ利用道路から望見されないように可能な限り修景植栽を実施する。</li> </ul>	<p>(3) 治山及び砂防施設</p> <p>①層雲峡峡谷地区以外の特別保護地区については<u>原則として認めない。</u>主要公園利用施設からの展望方向にあり景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育に重要な箇所、原始性の保たれた地域等、<u>特別に景観及び自然環境保全が必要な箇所については原則として認めない。</u>ただし、防災上ほかに方法がなく、やむを得ず設置する場合は、景観及び自然環境の保全上、個別の実状に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>②主要公園利用施設から望見可能な、比較的近距離の位置にダム、床固工等を設置する場合には、石張り等の措置を講じる等、極力景観に配慮した仕上げとする。</p> <p>③魚類や両生類の生息に重要な箇所にダム、床固工等を設置する場合は、極力魚道の設置を行う等必要な措置を講じる。</p> <p>④特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(区域は別掲図1～4のとおり)については、周囲の景観に配慮した修景を極力実施し、かつ利用道路から望見されないように可能な限り修景植栽を実施する。</p>
(4) 鉄塔・電柱	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <p>①色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔の色彩は、主要公園利用拠点あるいは主要利用道路から望見される場合、近景であって森林内に納まる場合は焦げ茶色、スカイラインから上に出る場合は淡い灰色とする。</li> <li>鉄塔に付属するアンテナの色彩は、本体の鉄塔に合わせることとし、局舎については、<u>建築物の項のとおり取り扱う。</u></li> </ul> <p>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送電鉄塔については、原則として増設を認めない。ただし、既存送電鉄塔の建替えに伴いルートを変更</li> </ul>	<p>(4) 鉄塔・電柱</p> <p>①基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送電鉄塔については、原則として増設を認めない。ただし、既存送電鉄塔の建替えに伴いルートを変更する場合は、この限りでない。</li> <li>その他のアンテナ用、送信用鉄塔については、特別保護地区及び第1種特別地域内では、公共目的のもの以外は認めない。その場合、原則公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、共架可能なものについては、極力共架を指導する。</li> </ul>

	<p>する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• その他のアンテナ用、送信用鉄塔については、特別保護地区及び第1種特別地域内では、公共目的（国の機関又は地方公共団体が設置主体になる場合、国の機関又は地方公共団体の要請、要望に基づき、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設を整備する場合。）のもの以外は認めない。その場合、原則公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。また、共架可能なものについては、極力共架を指導する。</li> <li>• 電柱は、特別保護地区及び第1種特別地域への新設を認めない。その他の地域では、原則として主要公園利用施設及び公園事業道路から利用者の目にふれない位置に設置するものとし、やむを得ず設置するものについては極力木柱又は周囲の景観に溶け込むような色彩を施したコンクリート柱（又は鋼管柱）とする。 なお、電柱には広告物の掲出及び設置を認めない。</li> <li>• 特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（資料5のとおり）及び各集団施設地区内の電線及び電話線については、地形地質上技術的に不可能な場合を除き、地下埋設とする。既設のものについても原則として、更新の際に地下埋設とする。</li> </ul>		<p>②鉄塔の色彩は、主要公園利用拠点あるいは主要利用道路から望見した場合、近景であって森林内に納まる場合は焦げ茶色、スカイラインから上に出してしまう場合は淡い灰色とする。</p> <p>③鉄塔に付属するアンテナの色彩は、本体の鉄塔に合わせることとし、局舎については、建築物の項に準じて取り扱う。</p> <p>④電柱は、特別保護地区及び第1種特別地域への新設を認めない。その他の地域では、原則として主要公園利用施設及び公園事業道路から利用者の目にふれない位置に設置するものとし、やむを得ず設置するものについては極力木柱又は周囲の景観に溶け込むような色彩を施したコンクリート柱（又は鋼管柱）とする。なお、電柱には広告物の掲出及び設置を認めない。</p> <p>⑤特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）及び各集団施設地区内の電線及び電話線については、地形地質上技術的に不可能な場合を除き、新設については地下埋設とする。既設のものについても原則として、更新の際に地下埋設とする。</p>
(5) その他	<p>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋外において自動販売機を設置する場合は、周囲の景観を損なわないよう留意し、修景植栽を実施する等必要な措置を講じる。</li> <li>• 既存の自動販売機は極力近接の公園事業施設に併設するものとする。</li> </ul>	(5) その他	<p>基本方針</p> <p>屋外において自動販売機及び公衆電話ボックスを設置することは、層雲峡集団施設地区若しくは糠平地区の行為の許可基準の特例区域内以外では認めない。既存の自動販売機及び公衆電話ボックスは極力近接の公園事業施設に併設するよう指導する。</p>
2. 木竹の伐採	<p>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</p> <p>(施業として行う伐採について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施業の実施に当たっては、伐採に伴い生じる土場、作業道及び架線が主要公園利用施設、主要公園道路又は主要山岳の山稜からの風致の保護上支障とならないよう配慮を求める。また、これら仮設物は作業後に撤去し、現状に復元させる。</li> <li>• 作業を行う流域の下流沿いに主要公園利用施設が設置されている場合又は湖沼に流れ込む流域である場合、若しくは両生類や水生昆虫等希少動物の生息が確認されている場合には、伐採の作業に伴う濁水の処理等に関して、森林管理者と公園管理者に連絡を取り、影響防止措置について適切に対応する。</li> </ul> <p>(施業以外の伐採について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他行為の関連行為として行われる伐採の場合、極力支障木を最小限とするようにし、景観の重要な構成要素である大径木あるいは風致的に価値のある木を可能な限り残存させる。</li> <li>• シマフクロウ、キンメフクロウ、ミユビゲラ、クマゲラ等、森林に依存している希少野生動物の保護のため、前3種にあつては生息が、クマゲラ等にあつては営巣木等が確認されるなど、生息等に関する情報があつた場合には、速やかに森林管理者と公園管理者に情報を提供し、施業について対応を検討する。</li> <li>• 特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（資料5のとおり）及び各集団施設地区内においては、現状の風致景観の維持向上を図るため、伐採量を最小限に止めるとともに、伐採の方法について配慮するものとする。ただし、工作物（林道・作業道等を含む）の設置に伴う場合、危険防止上必要な場合、景観保全上必要な場合、施設管理上必要な場合、又は展望施設からの眺望の確保を図る場合であつて、それぞれ必要最小限のものについては、この限りでない。</li> </ul>	2 木竹の伐採	<p>①基本方針</p> <p>(施業として行う伐採について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施業の実施に当たっては、伐採に伴い生じる土場、作業道及び架線が主要公園利用施設、主要公園道路又は主要山岳の山稜からの風致の保護上支障とならないよう配慮を求める。また、これら仮設物は作業後に撤去し、現状に復元させる。</li> <li>• 作業を行う流域の下流沿いに主要公園利用施設が設置されている場合又は湖沼に流れ込む流域である場合、若しくは両生類や水生昆虫等希少動物の生息が確認されている場合には、伐採の作業に伴う濁水の処理等に関して、森林管理者と公園管理者が連絡を取り合つて適切に対応する。</li> </ul> <p>(施業以外の伐採について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他行為の関連行為として行われる伐採の場合、極力支障木を最小限とするようにし、景観の重要な構成要素である大径木あるいは風致的に価値のある木を可能な限り残存させる。</li> </ul> <p>②シマフクロウ、キンメフクロウ、ミユビゲラ、クマゲラ等、森林に依存している希少野生動物の保護のため、前3種にあつては生息が、クマゲラ等にあつては営巣木等が確認された場合は、生息等の情報提供があつた場合には、速やかに森林管理者に情報を提供し、施業について関係機関で対応を検討する。</p> <p>③特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区（区域は別掲図1～4のとおり）及び各集団施設地区内においては、現状の風致景観の維持向上を図るため、伐採の方法や伐採量を最小限に止めるよう、特段の配慮を求める。ただし、工作物（林道、作業道を含む）の設置に伴う場合、危険防止上必要な場合、景観保全上必要な場合、施設管理上必要な場合、展望施設からの眺望の確保を図る場合であつて、それぞれ必要最小限のものについては、この限りでない。なお、同地区内の第2種特別地域については、原則として単木択伐とする。</p>

3. 土石の採取等		3 土石の採取等	
(1) 温泉ボーリング	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温泉ボーリングについては、行為後に設置する予定の施設の風致景観上の影響を、ボーリングの許可の審査を行う際に併せて審査し、給湯管等関連施設が風致景観上支障のないものに限り認めるものとする。</li> </ul>	(1) 温泉ボーリング	<p>温泉ボーリングについては、行為後に設置する予定の施設の風致景観上の影響を、ボーリングの許可の審査を行う際に併せて審査し、給湯管等関連施設が風致景観上支障のないものに限り認めるものとする。</p>
(2) 調査ボーリング	<p>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地熱発電を前提とした調査ボーリングについては、「<u>国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて</u>」(令和3年9月30日環自国発第2109301号)に沿って個別に判断する。</li> </ul>	(2) 調査ボーリング	<p>地熱発電を前提とした調査ボーリングについては、認めない。</p>
(3) 採石	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川砂利の採取を行う場合は、<u>次の各要件をすべて満たすものとする。</u></li> <li>(ア) 利用施設及び主要利用道路から望見されない位置であること。</li> <li>(イ) 作業を行う箇所の下流部2キロメートル以内の河川沿いに主要公園利用施設(大函、小函、銀河流星の滝、天人峡及び然別峡における利用施設)がないこと。</li> <li>(ウ) 湖沼(然別湖等自然湖沼並びに利用施設が湖畔に設置されている大雪ダム及び糠平湖)に流れ込む河川の流域において、湖沼から2キロメートル以内の場所でないこと(ただし、地質や実績等から濁水が発生しないことが明らかである場合を除く。)</li> <li>(エ) 希少両生類、希少水生昆虫、希少魚類(ミヤベイワナ等)等希少動物の生息が確認されている流域でないこと。</li> <li>砂防ダム等の湛水区域内において砂利採取を行う場合については、<u>上記(ア)～(エ)の各要件を満たす必要はないものとするが、濁水を原則として発生させないための措置を講じる。</u></li> </ul>	(3) 採石	<p>①基本方針 <u>許可基準どおりの取扱いとする。</u></p> <p>②河川砂利の採取を行う場合については、<u>許可基準に基づき認めるものとするが、その場合は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 利用施設及び主要利用道路から望見されない位置であること。</li> <li>(イ) 作業を行う箇所の下流部2キロメートル以内の河川沿いに主公園利用施設(大函、小函、銀河流星の滝、天人峡及び然別峡)がないこと。</li> <li>(ウ) 湖沼(然別湖等自然湖沼並びに利用施設が湖畔に設置されている大雪ダム及び糠平湖)に流れ込む流域の湖から2キロメートル以内の場所でないこと(ただし、地質や実績等から濁水が発生しないことが明らかである場合を除く。)</li> <li>(エ) 希少両生類、希少水生昆虫、特異な魚類(ミヤベイワナ等)等希少動物の生息が確認されている流域でないこと。</li> </ul> <p><u>の各要件をすべて満たすこととする。</u></p> <p>③砂防ダム等の湛水区域内において砂利採取を行う場合については、<u>②の要件を満たす必要はないものとするが、濁水を原則として発生させないための措置を講じる。</u></p>
4. 水位水量の増減	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>現在、計画の実施について了承しているもの以外原則として認めない。</u></li> <li>既存の水利用のために水位水量を増減させる場合は、原則として従前のおり更新するものとするが、自然環境や景観への悪影響が認められた場合は、調査を実施した上で計画の変更を検討する。</li> </ul>	4 水位水量の増減	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>平成17年度末現在、計画の実施について了承しているもの以外原則として認めない。</u></li> <li>既存の水利用のために水位水量を増減させる場合は、原則として従前のおり更新するものとするが、自然環境や景観への悪影響が認められた場合は、調査を実施した上で許可内容の変更を検討する。</li> </ul>
5. 広告物等の掲出設置又は表示	<p>&lt;審査基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支持物(支柱、台座等)には、自然材料を用いることとするが、<u>積雪等湿潤環境その他厳しい気象条件下にあり、施設の耐久性、安全性、性能の維持を図るため特に必要な場合は、耐久性の高い人工材料を用いることができるものとする(ただし、自然景観に配慮した色彩、形状のものに限る。)</u>。なお、裏側についても<u>利用者の目に触れやすい位置に設置する場合には、木材を張るなどの措置をとる。</u></li> <li>表示面に使用する色彩は原則として茶色(木材及び石材の場合は素材色も可)、白色又は黒色を使用すること。それ以外の色彩を使用する場合は、<u>2種類以下とし、使用する色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色には使用しないものとする。</u>絵図面等を用いる場合は例外的にこれ以上の色数の使用を認める。ただし、色彩について地区毎に別途統一的に定める場合はこの限りでない。</li> </ul> <p>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</p>	5 広告物等の掲出設置又は表示	<p>①基本方針</p> <p><u>基本として許可基準どおりの取扱いとする。ただし、所有者等の表示のために設置する場合は、数量を抑制する方向で検討し、誘導看板については極力集合看板とするよう指導する。</u></p> <p>②形態、デザイン等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支柱及び表示板の材料は、<u>原則として自然材料(木材及び石材)を使用するが、案内看板、解説看板の表示面についてはこの限りでない。</u></li> <li>表示面に使用する色彩は原則として茶色(木材及び石材の場合は素材色で可)、白色及び黒色を使用することとし、それ以外の色彩を使用する場合は、<u>2種類以下とする。その場合、使用する色彩は周囲の自然景観になじまないものを避け、表示面の地色には使用しないものとする。</u>絵図面等を用いる場合は例外的にこれ以上の色数の使用を認める。</li> </ul> <p>ただし、色彩については地区毎に別途統一的に定</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者等の表示のために設置する場合は、数量を抑制する方向で検討し、誘導看板については極力集合看板とする。</li> <li>営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等適切に管理する。</li> </ul>
6. 土地の形状変更	<u>&lt;審査基準&gt;</u> ・農地造成、宅地造成及び廃棄物処理場の造成は認めない。
7. 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動物の卵の採取又は損傷	<u>&lt;審査基準&gt;</u> ・全国的又は地域的に絶滅のおそれのある種については、保護増殖に資する場合を除き、採取、損傷、捕獲及び殺傷を許可しない。 ・採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、調査研究の目的の範囲内で必要最小限とし、可能な限り地区を分散して採取及び捕獲するものとする。 <u>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</u> ・公園利用者の多い時期や多い地区での採取、損傷、捕獲及び殺傷を避ける。 ・採取、損傷、捕獲及び殺傷をする者は必ず許可証を携行し、許可を受けていることが公園利用者に分かるよう、腕章等を着用する。
(削除)	(削除)

## 2) 普通地域

普通地域内の要届出行為のうち、下記の行為について取扱方針を定める。

行為の種類	取扱方針
1. 工作物の新築等	
(1) 工作物	<u>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</u> <u>廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことから原則として行わないものとする。</u>
(2) 建築物	<u>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</u> <u>建築物の高さは原則として20メートル以下とする。また、廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことから原則として行わないものとする。</u>
(3) 道路	<u>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</u> <u>分譲別荘地は風景に与える影響が大きいことから、分譲別荘地開発のための道路の設置を原則として行わないものとする。</u>
2. 土石の採取及び土地の形状変更	<u>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</u> <u>河川砂利の採取以外の露天掘りによる採石については、面積が1ha以上のもの、さらに1ha以下であっても、風景に対して影響が大きいものについては原則として行わないものとする。また、廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことから原則として行わないものとする。</u>
3. 広告物	<u>&lt;配慮事項・指導方針等&gt;</u> <u>いわゆる野立て看板については、原則として設置しないものとする。</u> <u>広告物の規模や意匠配色については、特別地域内の許可基準を準用する。</u>

	める場合はこの限りでない。 <u>③照明は層雲峡集団施設地区及び糠平集団施設地区以外においては使用しない。</u> <u>④営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等適切に管理する。</u>
6 土地の形状変更	基本方針 農地造成、宅地造成及び廃棄物処理場の造成は認めない。
7 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動物の卵の採取又は損傷	基本方針 ・全国的又は地域的に絶滅のおそれのある種については、保護増殖に資する場合を除き、採取、損傷、捕獲及び殺傷を許可しない。 ・採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については、調査研究の目的の範囲内で必要最小限とし、可能な限り地区を分散して採取及び捕獲するものとする。 ・公園利用者の多い時期や多い地区での採取、損傷、捕獲及び殺傷を避ける。 ・採取、損傷、捕獲及び殺傷をする者は必ず許可証を携行し、許可を受けていることが公園利用者に分かるよう、腕章等を着用する。
8 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸	基本方針 <u>許可基準に基づき許可されるもの（地方公共団体が行う行事として指定以前から行われていたものを含む。）を除き許可しない。</u>

## イ 普通地域

普通地域内の要届出行為のうち、下記の行為について取扱方針を定める。

行為の種類	取扱方針
1 工作物の新築等	
(1) 建築物	建築物の高さは20メートル以下とする。
(2) 道路	分譲別荘地は風景に与える影響が大きいことから、分譲別荘地開発のための道路の設置を行わないよう指導する。
2 土石の採取及び土地の形状変更	河川砂利の採取以外の露天掘りによる採石については、面積が1ha以上のもの、さらに1ha以下であっても、風景に対して影響が大きいものについては行わないよう指導する。また、 <u>産業廃棄物処理場の建設については、風景に与える影響が大きいことからこれを行わないよう指導する。</u>
3 広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる野立て看板については、設置しないよう指導する。</li> <li>広告物の規模については、特別地域内の許可基準を準用する。</li> </ul>

【比較のため再掲 ここから】

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)、同条第33項の規定に基づき環境大臣が定めた「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年8月15日付け環境庁告示第48号(糠平地区)及び平成14年6月13日付け環境省告示第41号(然別湖畔地区))及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(区域は別掲図1～4のとおり)の行為については、本取扱方針の中で記述する方針に従うものとする。ただし、本取扱方針で工法を限定しているものについて、本管理計画策定時以降開発された新工法については、この取扱に関わらず、その時点で個別に検討するものとする。

また、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

(中略)

【比較のため再掲 おわり】

8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項 (略)

9. その他及び参考事項 (略)

6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項 (略)